

第8期
玉川村高齢者福祉計画
玉川村介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
玉川村

目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 SDGsとのかかわり	2
第4節 計画の期間	3
第5節 計画策定の体制	4
第6節 計画の進行管理・点検	4
第7節 日常生活圏域の設定	4
第2章 高齢者施策の方向	5
第1節 第7期から継続して取り組んでいく事項	5
第2節 第8期計画策定のポイント	7
第3章 高齢者と要支援・要介護認定者の現状	8
第1節 人口と高齢者の現状	8
第2節 介護保険の認定者と利用者	10
第3節 第7期計画の検証	13
第4節 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査	19
第4章 計画の基本的な考え方	30
第1節 基本理念	30
第2節 基本目標と施策の方向性	31
第3節 施策の体系	34

各 論

第5章 高齢者と要支援・要介護認定者の見通し	39
第1節 高齢者人口	39
第2節 要支援・要介護認定者	41
第6章 施策の展開	42
第1節 介護予防サービスの充実	42
第2節 健康づくりの推進	47
第3節 生きがいづくりと社会参加	51
第4節 住宅対策・公共施設	54
第5節 移動・交通対策	55
第6節 防犯・防災・感染症対策	56
第7節 権利擁護・虐待の防止	58

第8節	医療・介護・保健・福祉の連携	59
第9節	認知症施策の推進	61
第10節	高齢者とその家族の生活への支援	62
第11節	介護保険サービスの適切な提供	65
第7章	介護保険料の算定	76
第8章	計画を円滑に進めるための方策	81
第1節	介護サービスの円滑な提供	81
第2節	地域の福祉体制の整備	83
第3節	計画の推進体制の整備	83
第4節	情報提供体制の整備	83
第5節	制度の普及啓発	84
第6節	計画の達成状況の点検及び評価	84

資 料

資料1	玉川村介護保険事業計画等策定審議会設置要綱	87
資料2	玉川村介護保険事業計画等策定審議会委員名簿	88
資料3	計画の策定経過	89

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の背景

令和2年に発表された「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日現在の日本の総人口は1億2,617万人であり、その内65歳以上の高齢者は3,589万人、高齢化率は28.4%とされています。さらに団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に65歳以上人口は3,677万人に達すると見込まれ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年頃には、高齢者人口がピークを迎えるとされています。

これまでの日本ではあらゆる生活の場面で、家族や地域、職場での支え合いが存在していましたが、少子高齢化の進行や人と人とのつながりの希薄化により、支え合いの機能が弱まってきています。また、ダブルケアや8050問題などの複雑化・複合化した課題が増えてきており、制度・分野ごとの「縦割り」の取り組みでは解決ができない状況となっています。

こうした中で、人と人、人と地域のつながりを持ち、互いに支え合うことで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現が必要とされるようになり、そのために「地域包括ケアシステム」の深化・推進がより一層必要になっています。

さらに近年では、地震や集中豪雨といった大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急時の備えも重要となってきています。

こうした状況を踏まえ、国では令和2年7月28日に「地域共生社会の実現」や「令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点での計画の策定」、「災害や感染症の備えの重要性」などを記載した第8期介護保険事業計画における基本指針を公表しています。

本村ではこうした社会の変化や国の方針等を踏まえ、高齢者をはじめ、住民の方々が今後も安心して暮らし続けられる地域になるよう『第8期玉川村高齢者福祉計画・玉川村介護保険事業計画』を策定します。

第2節 計画の位置づけ

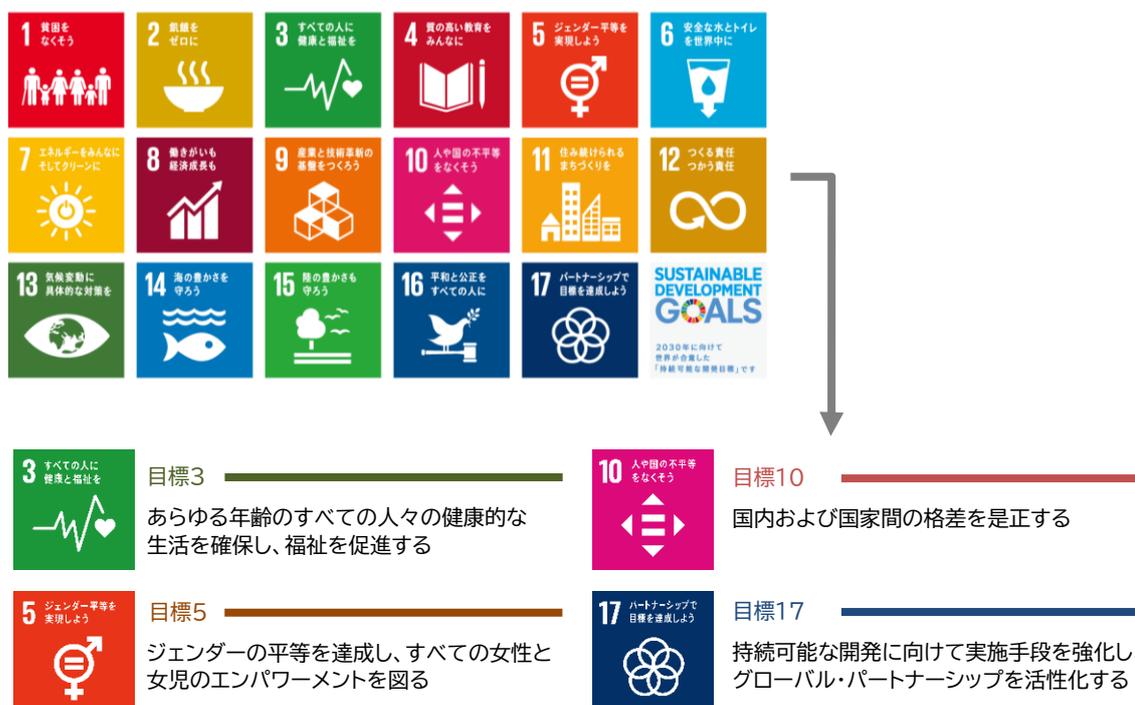
本計画は、介護保険法第 117 条に定める「介護保険事業計画」を基本として、これを補完する老人福祉法第 20 条の8に定める「老人福祉計画」との内容の調整等を図りながら一体的に策定するもので、本村における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

高齢者の福祉に関する施策は多岐に渡っており、関連する計画・事業も数多く、これらと整合を取ることが重要となります。上位計画である『第6次玉川村振興計画』をふまえるとともに、「元気なたまかわ健康 21 計画」などに基づく高齢者の健康維持に関する各種保健事業、「玉川村障害者計画・障害福祉計画」等の諸計画との整合を図り、高齢者施策を具体化する計画とします。

第3節 SDGsとのかかわり

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

本村においても、17の目標のうち特に以下の目標を踏まえ、高齢者保健福祉施策を推進していきます。



第4節 計画の期間

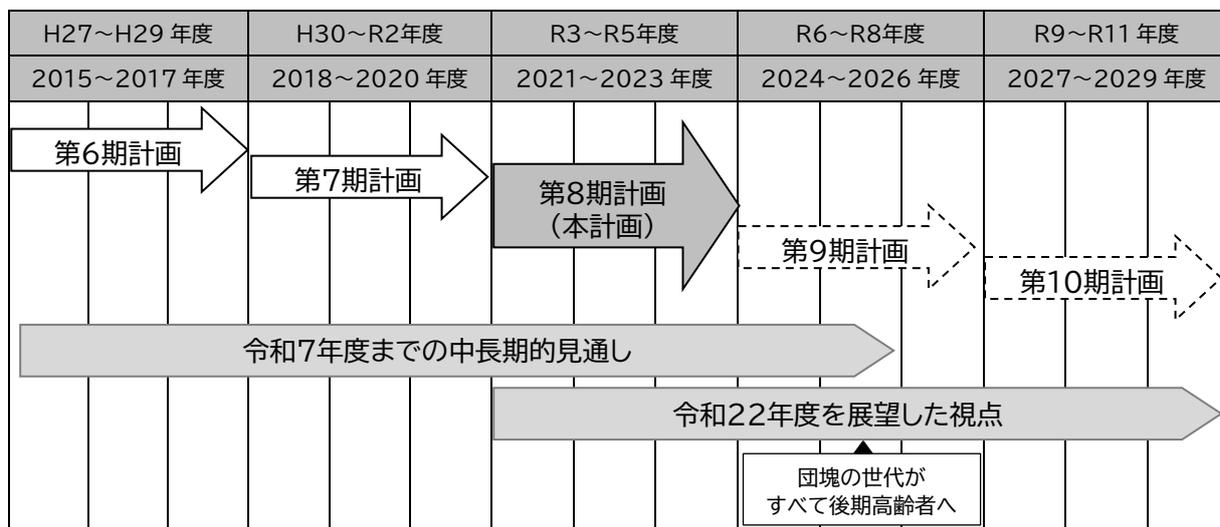
1 計画策定の時期

本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度と定められており、これに合わせて令和2年度に計画を策定します。

2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。なお、本計画は令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点で策定を進めていきます。

図表 計画の期間



第5節 計画策定の体制

1 玉川村介護保険事業計画等策定審議会

計画の策定、実施にあたっては、村民と行政が一体となった連携・協働が極めて重要であることから、計画策定過程における村民参加を積極的に推進するため、各分野の代表などで構成される「玉川村介護保険事業計画等策定審議会」において協議を行います。

2 庁内関係各課との連携および調整

高齢者に関連する施策は多様で、関連する各部署も多数に渡っています。計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸となって、取り組みを進めることが望ましいことから、企画・総務部局や交通部局等との連携を図りながら、健康福祉課が関係各課に対してヒアリング等を行い調整します。

3 村民の意見やニーズの把握

計画策定に先立ち「日常生活圏域ニーズ調査」・「在宅介護実態調査」を実施し、村民の健康状態や在宅で介護を受けている高齢者の介護保険サービスの利用状況及び今後の利用意向を把握するとともに、村の施策に対する意見などを尋ねています。本計画では、要支援・要介護認定者を含む高齢者等の実態と村民ニーズを把握し、これらを反映します。

第6節 計画の進行管理・点検

本計画の円滑で確実な実施を図るため、関係機関との連携に努めるとともに、「玉川村介護保険事業計画等策定審議会」において計画の実施・進捗状況の点検及び評価を行っていくこととします。

第7節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

本村においては人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況等から総合的に勘案し、引き続き1圏域とします。

第2章 高齢者施策の方向

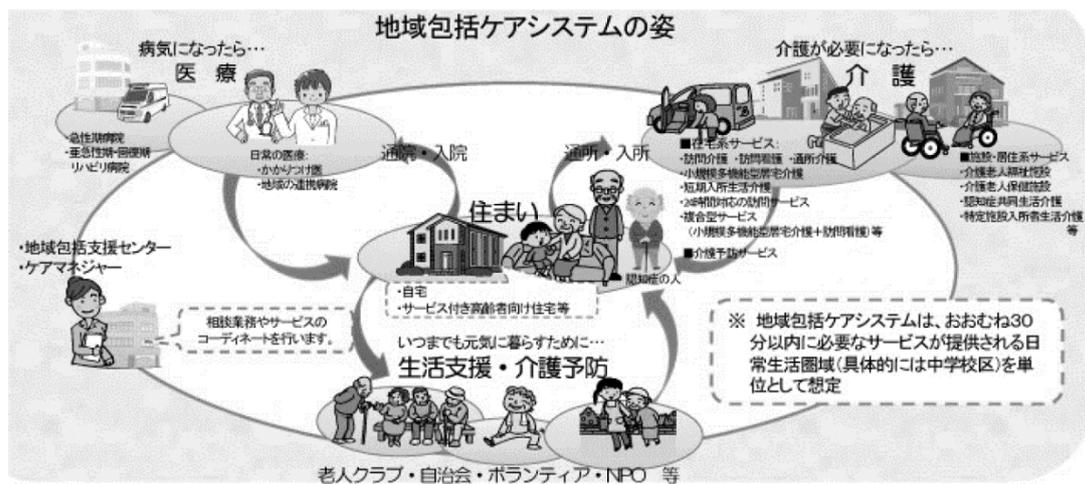
第1節 第7期から継続して取り組んでいく事項

1 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

第8期計画では、地域共生社会を実現するために、第7期で求められていた以下3点の地域包括ケアシステムの深化・推進の取り組みを引き続き行っていきます。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進です。1つの世帯の中で抱えている多様で複合的な地域生活課題に対して、包括的に支援を行えるような体制の整備が重要となります。



【対応方針】

高齢者の自立支援や介護状態の重度化防止に取り組む、地域包括ケアシステムの深化・推進を行い、地域共生社会の実現や必要なサービスの提供ができるような体制を構築していきます。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みの推進です。高齢化が進むにあたって、自治体ごとに地域の課題を分析して高齢者が自立した生活を送れるよう取り組みを推進していく必要があります。

(3)医療・介護の連携の推進等

日常的に医学管理が必要な重介護者の受け入れ等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」の創設により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応が必要です。

2 介護保険制度の持続可能性の確保

第8期計画では、第7期で求められていた制度の持続可能性の確保に向けた取り組みを引き続き取り組んでいきます。

(1)利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度を持続させていくために2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とします。

【対応方針】

第7期でも負担割合の見直しがあり、村内で高額所得者に該当する高齢者はごく少数であるため、より丁寧な説明を行ってまいります。

(2)介護納付金における総報酬割の導入

各医療保険者は介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」していますが、被保険者間では「報酬額に比例した負担」とします。

【対応方針】

総報酬割の導入により、負担の増加が特に大きい健保組合等については、平成31年度までの激変緩和措置として、被保険者一人当たりの介護保険納付金の額に上限を設けていきます。

第2節 第8期計画策定のポイント

令和2年7月28日に、第8期計画における基本指針が公表されています。基本指針のポイントは以下の通りです。

基本指針見直しの主なポイント

①地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の理念や考え方を踏まえた、包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要。
②令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7（2025）年、令和22（2040）年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要。 ●介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。
③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが必要。
④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みが進み、その質の確保や、適切にサービス基盤を整備することが必要。
⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策が必要。 【5つの柱】 ①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ⑤研究開発・産業促進・国際展開
⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7（2025）年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。
⑦災害や感染症対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要。 ●訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことも必要。

第3章 高齢者と要支援・要介護認定者の現状

第1節 人口と高齢者の現状

本村の令和2年10月1日現在の総人口は6,581人となっています。このうち0～39歳が2,400人（36.5%）、40～64歳が2,114人（32.1%）、65歳以上が2,067人（31.4%）となっており、高齢化率は全国の28.7%に対して、本村は31.4%と全国に比べて早く高齢化が進んでいることが分かります。

令和2年10月の高齢者の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）が1,082人（16.4%）、後期高齢者（75歳以上）が985人（15.0%）となっています。過去5年間の推移（平成28年～令和2年）をみると、前期高齢者は3.4%ポイントの増加、後期高齢者は0.4%ポイントの増加となっており、前期高齢者・後期高齢者ともに今後とも割合は高くなっていくと考えられます。

また、認知症高齢者は団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に315人、MCⅠ（軽度認知障害）についても273人と推計されており、年々増加してくと考えられます。認知症の前段階であるMCⅠも増加しているため、今後介護を必要とする認知症の方の増加も考えられます。

図表 年齢別人口の推移

（単位：人、％）

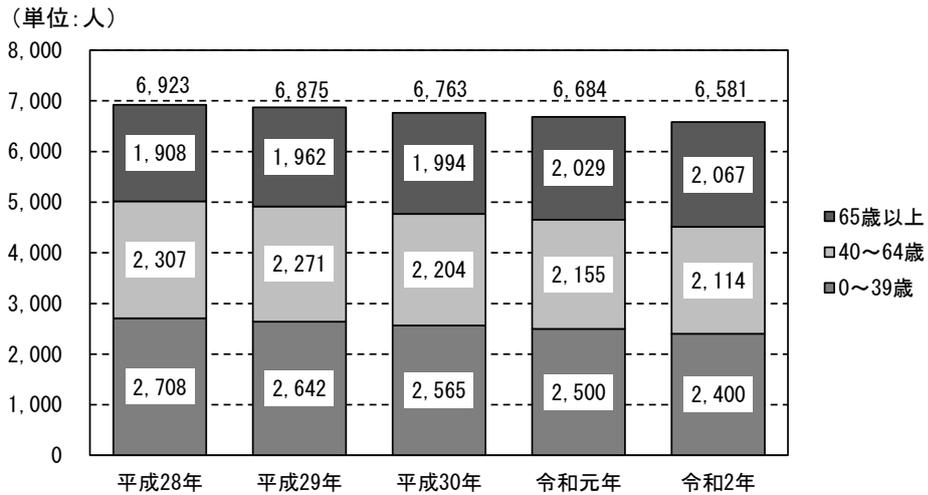
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	6,923 (100.0)	6,875 (100.0)	6,763 (100.0)	6,684 (100.0)	6,581 (100.0)
0～39歳	2,708 (39.1)	2,642 (38.4)	2,565 (37.9)	2,500 (37.4)	2,400 (36.5)
40～64歳	2,307 (33.3)	2,271 (33.0)	2,204 (32.6)	2,155 (32.2)	2,114 (32.1)
65歳以上	1,908 (27.6)	1,962 (28.5)	1,994 (29.5)	2,029 (30.4)	2,067 (31.4)
65～74歳	898 (13.0)	954 (13.8)	1,003 (14.8)	1,042 (15.6)	1,082 (16.4)
75歳以上	1,010 (14.6)	1,008 (14.7)	991 (14.7)	987 (14.8)	985 (15.0)
高齢化率					
福島県	29.5	30.2	30.9	31.5	32.2
全国	27.3	27.7	28.1	28.4	28.7

※（ ）内は総人口に対する割合

資料・村人口：平成28～令和2年住民基本台帳（各年10月1日現在）

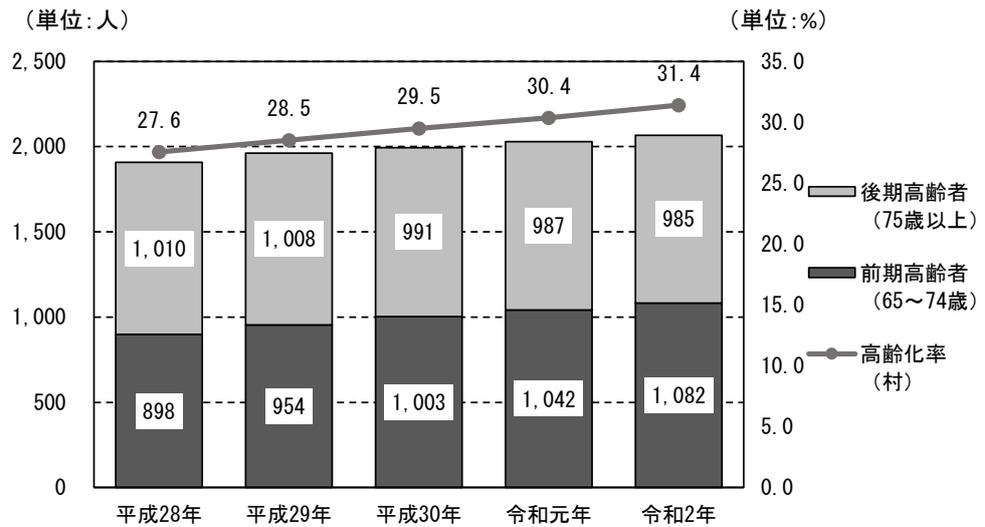
- ・福島県のデータは、福島県現住人口調査結果（各年10月1日現在）
- ・全国のデータは、人口推計月報（各年10月1日現在）

図表 年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表 高齢者人口と高齢化率の推移



資料：前掲図表と同じ

図表 人口からみた認知症高齢者等の推定値

(単位:人)

	平成23年度 2011年度	平成26年度 2014年度	平成29年度 2017年度	令和2年度 2020年度	令和5年度 2023年度	令和7年度 2025年度
認知症高齢者	255	269	294	307	313	315
MCI	221	233	255	266	271	273
合計	476	502	549	573	584	588

資料：健康福祉課

第2節 介護保険の認定者と利用者

1 要支援・要介護認定者の推移

令和2年 10 月末時点の要支援・要介護認定者数は 312 人で、要支援1・2が 53 人、要介護1～5が 259 人、第1号被保険者の認定率が 15.1%となっています。

過去5年間では、要支援・要介護認定者の総数は増加傾向にあり、特に要介護1～5では 28 人増加しています。

図表 要支援・要介護認定者の推移

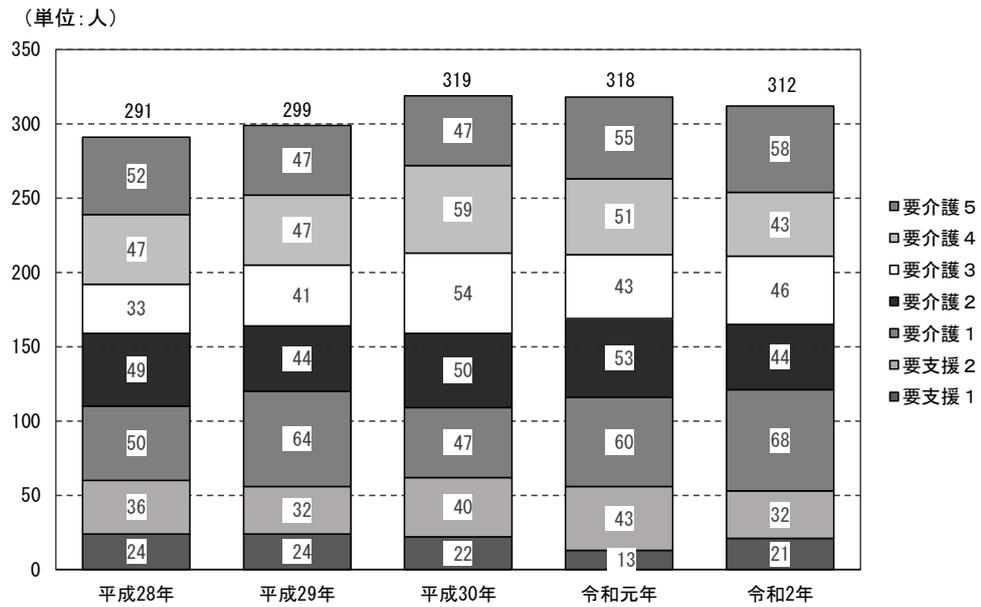
(単位：人)

	平成 28 年 10 月	平成 29 年 10 月	平成 30 年 10 月	令和元年 10 月	令和2年 10 月
総数	291 (15.3)	299 (15.2)	319 (16.0)	318 (15.7)	312 (15.1)
要支援	60	56	62	56	53
要支援1	24	24	22	13	21
要支援2	36	32	40	43	32
要介護	231	243	257	262	259
要介護1	50	64	47	60	68
要介護2	49	44	50	53	44
要介護3	33	41	54	43	46
要介護4	47	47	59	51	43
要介護5	52	47	47	55	58

※ () 内は認定率 (%)

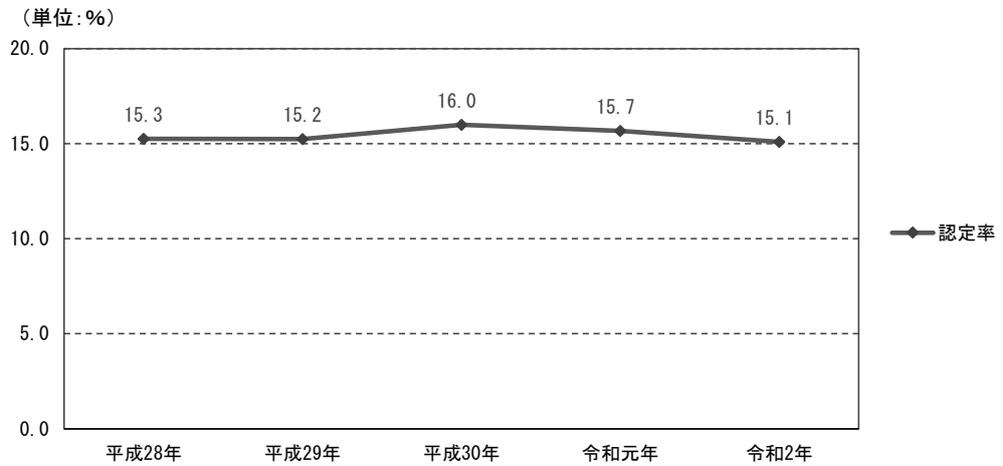
資料：介護保険事業状況報告（各年10月末）

図表 要支援・要介護認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月末）

図表 第一号被保険者の要支援・要介護認定率の推移



資料：前掲図表と同じ

2 施設サービス利用者の推移

令和2年10月時点の施設サービス利用者数は89人で、年々増加傾向となっています。内訳としては、介護老人福祉施設が57人、介護老人保健施設が32人、介護療養型医療施設が0人となっています。

図表 施設サービス利用者の推移

(単位：人)

	平成28年 10月	平成29年 10月	平成30年 10月	令和元年 10月	令和2年 10月
施設サービス利用者総数	67	72	76	83	89
介護老人福祉施設	43	48	51	56	57
介護老人保健施設	23	23	24	27	32
介護療養型医療施設	1	1	1	0	0

資料：介護保険事業状況報告（各年12月月報）

第3節 第7期計画の検証

第7期計画の給付費の計画値と実績値（見込み値）を比較したのが、以下に示す表です。

1 居宅(介護予防)サービス

居宅（介護予防）サービスでは、平成30年度から令和2年度にかけ、訪問看護（介護給付）や短期入所生活介護（予防給付）、福祉用具貸与（予防給付）において計画値を実績値が上回っており、これらのサービスを上手く利用して在宅で過ごしている人が多いことが分かります。

図表 居宅（介護予防）サービス給付額の見込み値との検証

（単位：千円、％）

	区分	年度	計画値(A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
訪問介護※1	予防給付	H30年度			
		R1年度			
		R2年度			
	介護給付	H30年度	13,519	15,672	115.9
		R1年度	15,593	12,336	79.1
		R2年度	16,702	10,519	63.0
訪問入浴介護	予防給付	H30年度	0	0	0
		R1年度	0	0	0
		R2年度	0	0	0
	介護給付	H30年度	8,427	5,612	66.6
		R1年度	8,745	5,288	60.5
		R2年度	9,000	3,166	35.2
訪問看護	予防給付	H30年度	96	0	0
		R1年度	96	466	485.4
		R2年度	193	0	0
	介護給付	H30年度	3,125	3,457	110.6
		R1年度	3,254	3,610	110.9
		R2年度	3,605	6,336	175.8
訪問リハビリ テーション	予防給付	H30年度	0	0	0
		R1年度	0	139	-
		R2年度	0	0	0
	介護給付	H30年度	0	599	-
		R1年度	0	218	-
		R2年度	0	231	-

注) 実績値は介護保険事業状況報告、令和2年度の実績値は見込み値

図表 居宅（介護予防）サービス給付額の見込み値との検証（つづき）

（単位：千円、％）

	区分	年度	計画値(A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
居宅療養 管理指導	予防給付	H30年度	123	0	0
		R1年度	247	41	16.6
		R2年度	370	0	0
	介護給付	H30年度	764	351	45.9
		R1年度	1,005	403	40.1
		R2年度	1,166	564	48.4
通所介護※1	予防給付	H30年度			
		R1年度			
		R2年度			
	介護給付	H30年度	58,409	44,256	75.8
		R1年度	64,225	46,426	72.3
		R2年度	69,329	58,043	83.7
通所リハビリ テーション	予防給付	H30年度	7,512	4,610	61.4
		R1年度	7,548	5,202	68.9
		R2年度	7,802	5,593	71.7
	介護給付	H30年度	13,076	11,299	86.4
		R1年度	13,441	13,841	103.0
		R2年度	13,499	15,073	111.7
短期入所 生活介護	予防給付	H30年度	382	470	123.0
		R1年度	383	679	177.3
		R2年度	383	1,831	478.1
	介護給付	H30年度	40,658	45,536	112.0
		R1年度	44,336	43,151	97.3
		R2年度	46,677	33,277	71.3
短期入所 療養介護 (老健)	予防給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
	介護給付	H30年度	10,559	12,950	122.6
		R1年度	11,303	11,338	100.3
		R2年度	12,952	8,069	62.3
短期入所 療養介護 (病院等)	予防給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
	介護給付	H30年度	352	0	0
		R1年度	352	0	0
		R2年度	352	0	0

注) 実績値は介護保険事業状況報告、令和2年度の実績値は見込み値

※1：訪問介護と通所介護の予防給付については、平成28年度から段階的に地域支援事業へ移行

図表 居宅（介護予防）サービス給付額の見込み値との検証（つづき）

（単位：千円、％）

	区分	年度	計画値(A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
福祉用具貸与	予防給付	H30年度	1,500	1,753	116.9
		R1年度	1,537	2,620	170.5
		R2年度	1,714	2,815	164.2
	介護給付	H30年度	14,629	18,155	124.1
		R1年度	15,922	16,593	104.2
		R2年度	16,749	16,468	98.3
特定福祉用具 購入費	予防給付	H30年度	302	163	54.0
		R1年度	302	114	37.7
		R2年度	302	0	0
	介護給付	H30年度	1,025	568	55.4
		R1年度	1,025	527	51.4
		R2年度	1,025	435	42.4
住宅改修費	予防給付	H30年度	1,114	563	50.5
		R1年度	1,114	204	18.3
		R2年度	1,114	0	0
	介護給付	H30年度	2,000	876	43.8
		R1年度	2,000	1,072	53.6
		R2年度	2,000	0	0
特定施設 入居者 生活介護	予防給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
	介護給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	255	-
		R2年度	0	0	-
介護予防支援※2		H30年度	1,624	1,254	77.2
		R1年度	1,675	1,494	89.2
		R2年度	1,780	1,549	87.0
居宅介護支援		H30年度	22,414	21,295	95.0
		R1年度	22,850	21,768	95.3
		R2年度	22,906	21,529	94.0

注) 実績値は介護保険事業状況報告、令和2年度の実績値は見込み値

※2：介護予防支援については、平成28年度から一部、介護予防ケアマネジメントに移行

2 地域密着型(介護予防)サービス

地域密着型（介護予防）サービスでは、平成 30 年度から令和2年度にかけて、小規模多機能型居宅介護（介護給付）において計画値を実績値が上回っており、このサービスがよく利用されていることがわかります。

図表 地域密着型（介護予防）サービス給付額の見込み値との検証

（単位：千円、％）

	区分	年度	計画値(A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
定期巡回・随時 対応型訪問 介護看護	介護給付	H30年度	0	464	-
		R1年度	0	1,250	-
		R2年度	0	0	-
夜間対応型 訪問介護	介護給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
地域密着型 通所介護	介護給付	H30年度	5,157	5,532	107.3
		R1年度	5,732	2,257	39.4
		R2年度	6,382	1,519	23.8
認知症対応 型通所介護	予防給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
	介護給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	149	-
		R2年度	0	0	-
小規模多機能型 居宅介護	予防給付	H30年度	5,436	3,849	70.8
		R1年度	6,039	2,743	45.4
		R2年度	7,652	4,584	59.9
	介護給付	H30年度	41,155	49,573	120.5
		R1年度	43,873	53,536	122.0
		R2年度	45,363	48,470	106.8
認知症対応型 共同生活介護	予防給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
	介護給付	H30年度	17,474	8,467	48.5
		R1年度	17,912	12,169	67.9
		R2年度	17,912	12,656	70.7
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	介護給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	介護給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	0	-
		R2年度	0	0	-
看護小規模 多機能型 居宅介護	介護給付	H30年度	0	0	-
		R1年度	0	889	-
		R2年度	0	0	-

注) 実績値は介護保険事業状況報告、令和2年度の実績値は見込み値

3 施設サービス

施設サービスにおいては、介護療養型医療施設では実績値が大きく下回り、介護老人福祉施設では実績値が高くなっています。

図表 施設サービス給付額の見込み値との検証

(単位：千円、%)

	年度	計画値(A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
介護老人福祉施設	H30年度	137,169	148,715	108.4
	R1年度	137,231	168,126	122.5
	R2年度	139,731	176,026	126.0
介護老人保健施設	H30年度	78,765	73,206	92.9
	R1年度	93,563	84,860	90.7
	R2年度	92,074	117,213	127.3
介護療養型医療施設(介護医療院)	H30年度	4,741	2,771	58.4
	R1年度	4,741	0	0
	R2年度	4,741	0	0

注) 実績値は介護保険事業状況報告、令和2年度の実績値は見込み値

4 各種サービスの給付額合計値及び推移

各種サービスの給付額は年々増加し、令和2年度では545,968千円となる見込みで、平成28年度と比較すると約1.28倍の給付額となっております。

図表 各種サービスの給付額合計値及び推移

(単位：千円)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
給付額実績値	425,574	451,818	482,015	513,761	545,968

注) 実績値は平成28～令和元年度は介護保険事業状況報告、令和2年度の実績値は見込み値

5 保険料の推移

本村における第1号被保険者の介護保険料（基準額）は下図表のとおり推移しており、全国平均と比較すると低い金額となっています。

図表 第1号被保険者の介護保険料（基準額）の推移

（単位：円）

計画期	第5期	第6期	第7期
年度	H24～26	H27～H29	H30～R2
玉川村	3,450	4,500	5,400
全国平均	4,735	5,405	5,784

第4節 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査

1 調査の実施

(1)調査目的

玉川村高齢者福祉計画・第8期玉川村介護保険事業計画を策定するにあたり、一般高齢者及び要介護認定者の日頃の生活状況や地域生活の課題を把握し、高齢者福祉施策に関する社会実態を明らかにするための調査を実施しました。

(2)調査時期と調査方法

本調査は下図表のとおり実施しました。

図表 調査方法

	日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査時期	令和2年5月7日～5月29日	令和2年5月7日～5月29日
調査対象者	令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口のうち令和2年3月31日で65歳に到達している者(要介護認定者は除く)	令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口のうち在宅要介護認定を受けている要介護者
調査件数	1,746件	130件
抽出方法	全数調査※1	全数調査
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収

※1：母集団全体を対象に実施する方法

図表 調査票の配布・回収

(単位：件、%)

調査名	配布数	有効回収数	回収率
日常生活圏域ニーズ調査	1,746	1,346	77.1
在宅介護実態調査	130	104	80.0

2 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

(1)介護・介助が必要になった主な原因

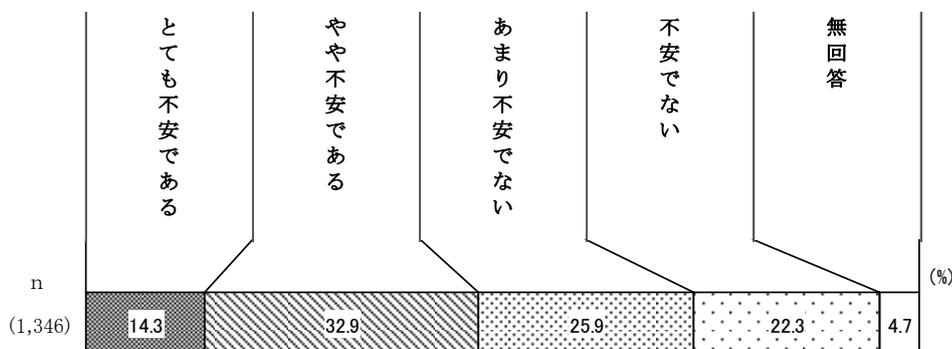
介護・介助が必要になった主な原因については、「心臓病」が15.7%と最も高く、次いで「骨折・転倒」(14.0%)、「高齢による衰弱」(11.6%)となっています。

年齢別にみると、75歳～79歳では「心臓病」(19.4%)が最も高く、80歳～84歳では「高齢による衰弱」(13.9%)が最も高くなっています。

		(上段:件 下段:%)																
		調査数	心臓病	骨折・転倒	高齢による衰弱	糖尿病	(脳卒中 (脳出血・脳梗塞等))	(関節の病気 (リウマチ等))	認知症(アルツハイ マー病等)	がん(悪性新生物)	視覚・聴覚障害	脊椎損傷	パーキンソン病	呼吸器の病気 (肺炎・肺気腫・肺炎等)	腎疾患(透析)	その他	不明	無回答
全体		121	19	17	14	12	10	8	8	6	6	3	2	1	1	10	3	35
		100.0	15.7	14.0	11.6	9.9	8.3	6.6	6.6	5.0	5.0	2.5	1.7	0.8	0.8	8.3	2.5	28.9
年齢別	65歳～69歳	11	-	2	-	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	2	-	3
		100.0	-	18.2	-	27.3	-	9.1	-	-	18.2	-	-	-	-	18.2	-	27.3
	70歳～74歳	17	4	1	1	4	2	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	7
		100.0	23.5	5.9	5.9	23.5	11.8	5.9	-	-	-	5.9	-	-	-	11.8	-	41.2
	75歳～79歳	31	6	4	3	2	2	1	3	2	-	-	1	-	1	2	3	8
		100.0	19.4	12.9	9.7	6.5	6.5	3.2	9.7	6.5	-	-	3.2	-	3.2	6.5	9.7	25.8
	80歳～84歳	36	3	4	5	3	3	2	3	3	1	1	1	1	-	2	-	12
	100.0	8.3	11.1	13.9	8.3	8.3	5.6	8.3	8.3	2.8	2.8	2.8	2.8	-	5.6	-	33.3	
85歳～89歳	14	3	2	3	-	2	2	2	1	1	-	-	-	-	1	-	3	
	100.0	21.4	14.3	21.4	-	14.3	14.3	14.3	7.1	7.1	-	-	-	-	7.1	-	21.4	
90歳～94歳	11	3	3	1	-	1	1	-	-	2	1	-	-	-	1	-	2	
	100.0	27.3	27.3	9.1	-	9.1	9.1	-	-	18.2	9.1	-	-	-	9.1	-	18.2	
95歳以上	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

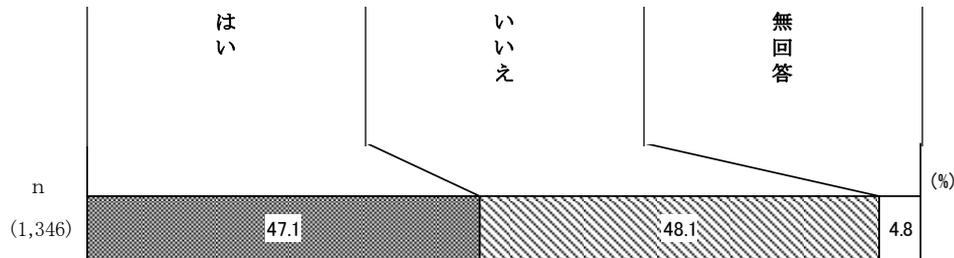
(2)転倒に対する不安

転倒に対する不安については、「不安でない」(22.3%)と「あまり不安でない」(25.9%)を合わせた『転倒に対する不安がない人』が48.2%となっているのに対し、「とても不安である」(14.3%)と「やや不安である」(32.9%)を合わせた『転倒に対する不安がある人』が47.2%となっています。



(3)外出を控えているか

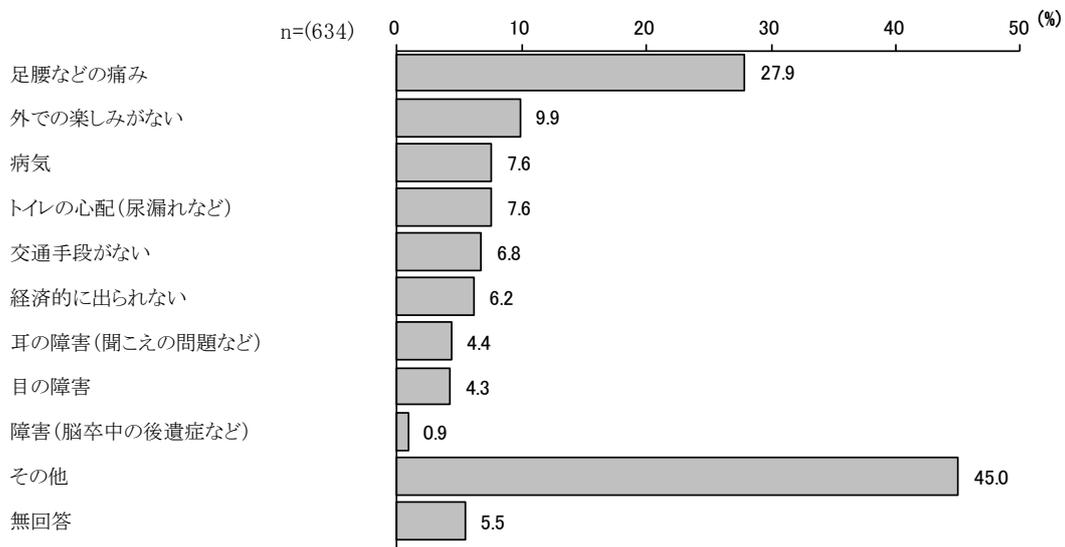
外出を控えているかについては、「はい」が47.1%、「いいえ」が48.1%となっています。



※新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令中に調査を実施しています

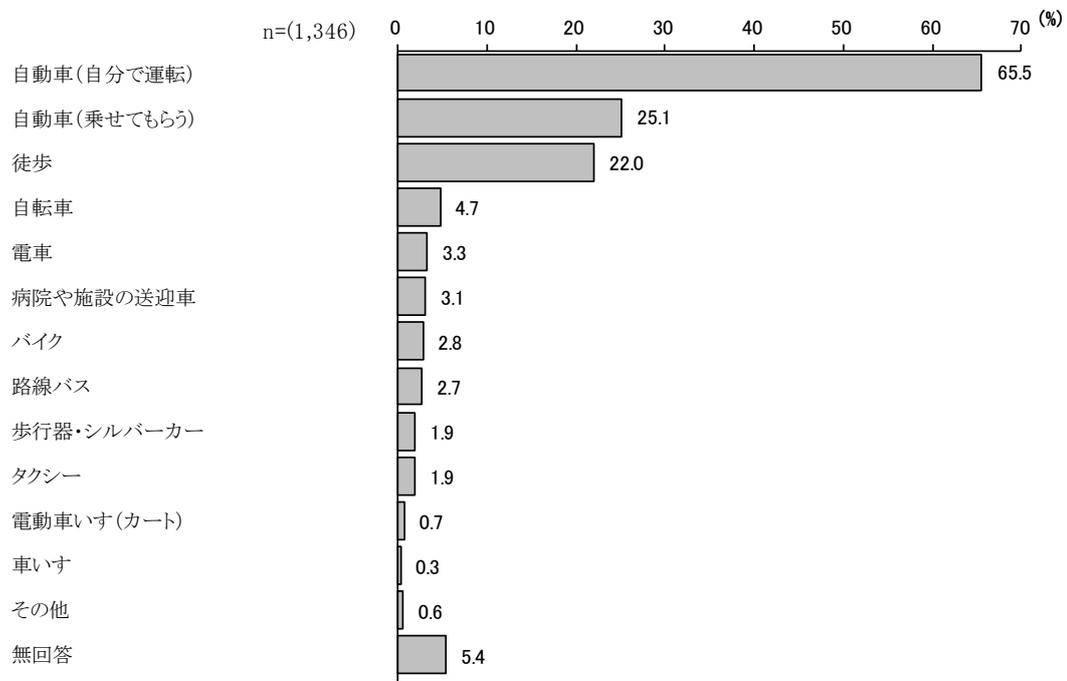
(4)外出を控えている理由

外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が27.9%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」(9.9%)、「病気」(7.6%)となっています。



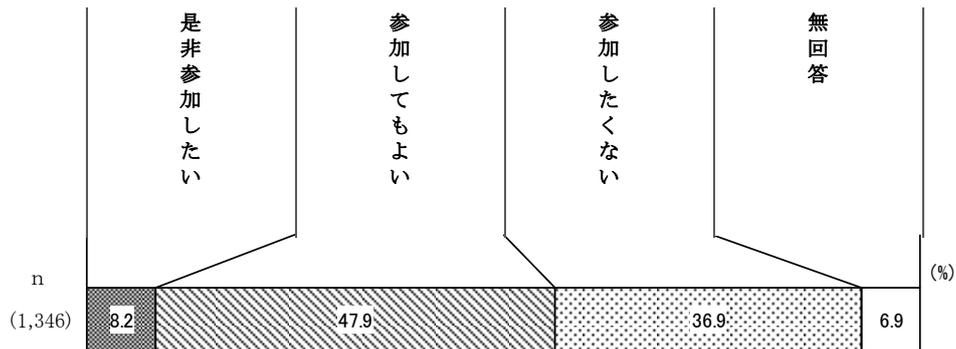
(5)外出する際の移動手段

外出する際の移動手段については、「自動車（自分で運転）」が 65.5%と最も高く、次いで「自動車（乗せてもらう）」（25.1%）、「徒歩」（22.0%）となっています。



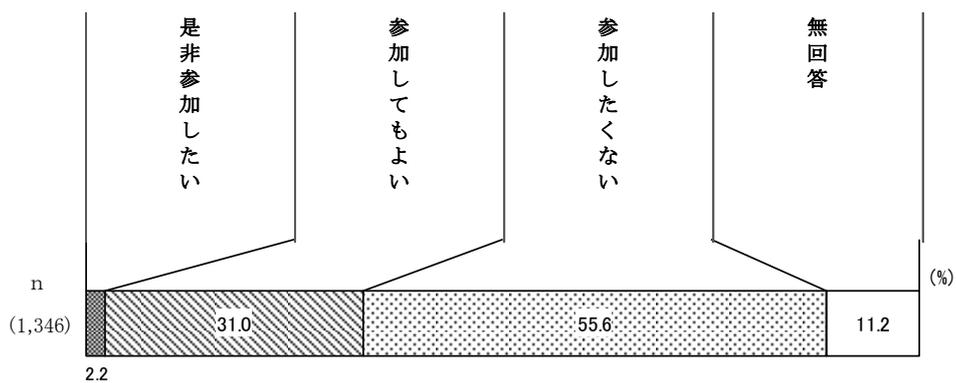
(6)地域づくり活動への参加者としての参加意向

「参加したくない」が 36.9%となっているものの、「是非参加したい」(8.2%)と「参加してもよい」(47.9%)を合わせた『参加意向のある人』が56.1%となっており、全体の約2人に1人が地域づくり活動へ参加者として参加したいと感じていることがわかります。



(7)地域づくり活動への企画・運営者としての参加意向

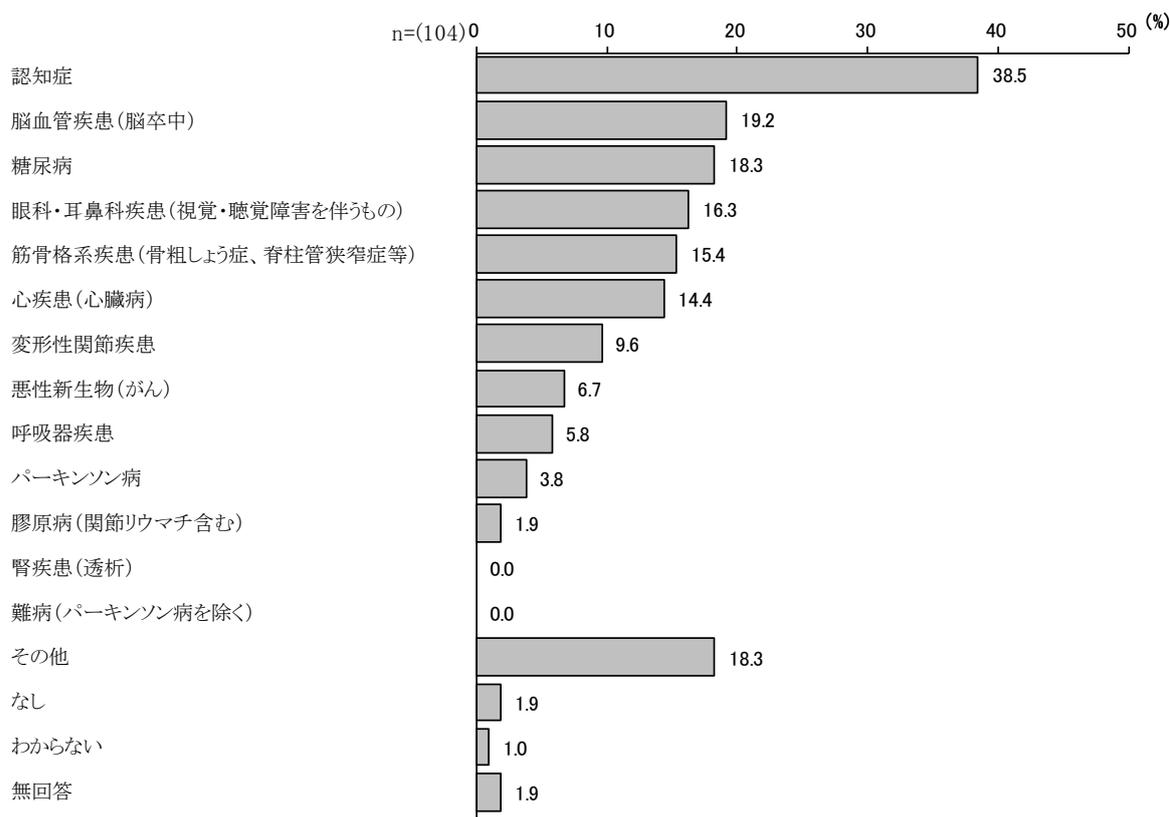
「参加したくない」が 55.6%となっているものの、『参加意向のある人』が 33.2%となっており、全体の約3人に1人が地域づくり活動へ企画・運営者として参加したいと感じていることがわかります。



3 在宅介護実態調査結果の概要

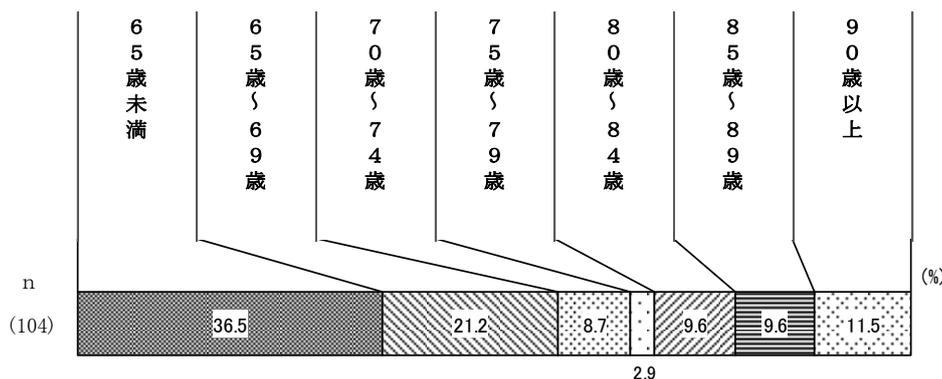
(1) 現在、抱えている傷病

現在、抱えている傷病については、「認知症」が 38.5%と最も高く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」（19.2%）、「糖尿病」（18.3%）となっています。



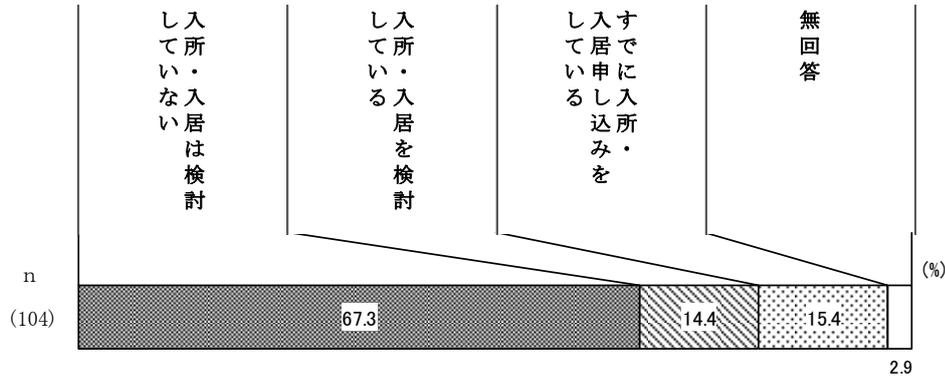
(2) 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「65歳未満」が36.5%と最も高く、次いで「65歳～69歳」（21.2%）、「80歳～84歳」・「85歳～89歳」（ともに9.6%）となっています。



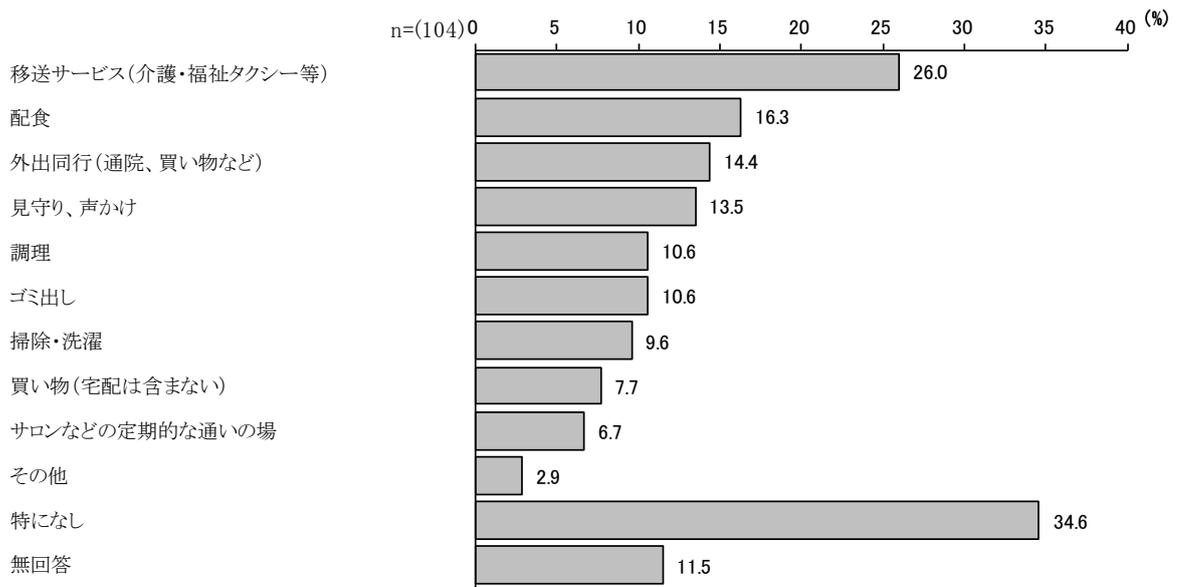
(3)施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況については、「すでに入所・入居申し込みをしている」が15.4%、「入所・入居を検討している」が14.4%となっています。一方、「入所・入居は検討していない」が67.3%となっています。



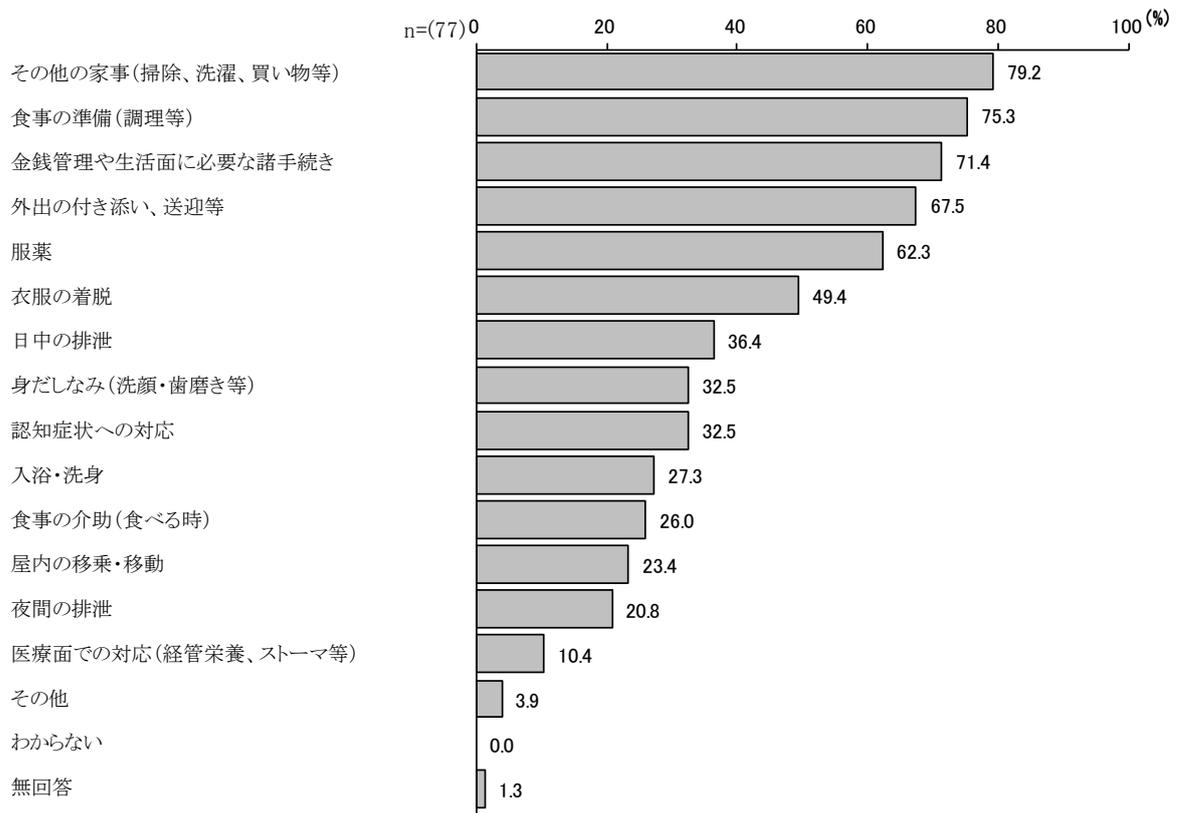
(4)今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が26.0%と最も高く、次いで「配食」（16.3%）、「外出同行（通院、買い物など）」（14.4%）となっています。一方、「特になし」は34.6%となっています。



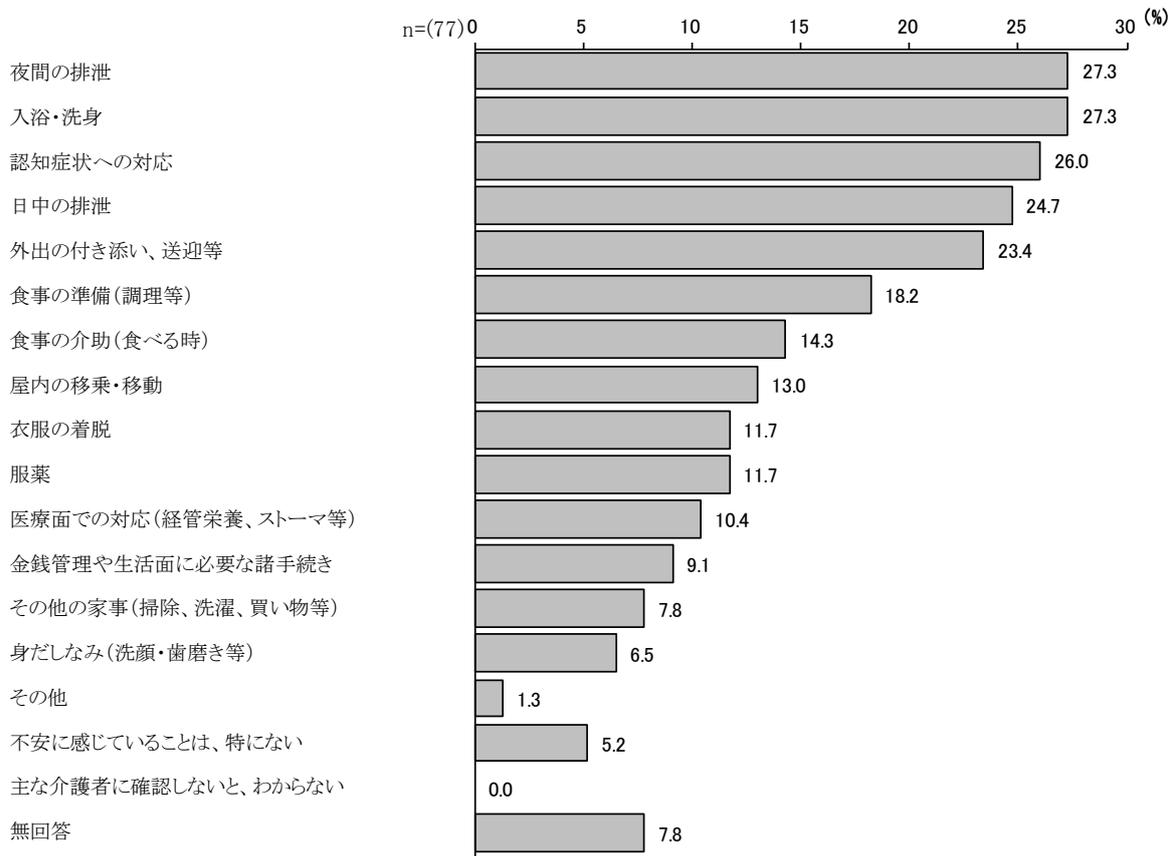
(5)主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が79.2%と最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」（75.3%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（71.4%）となっています。



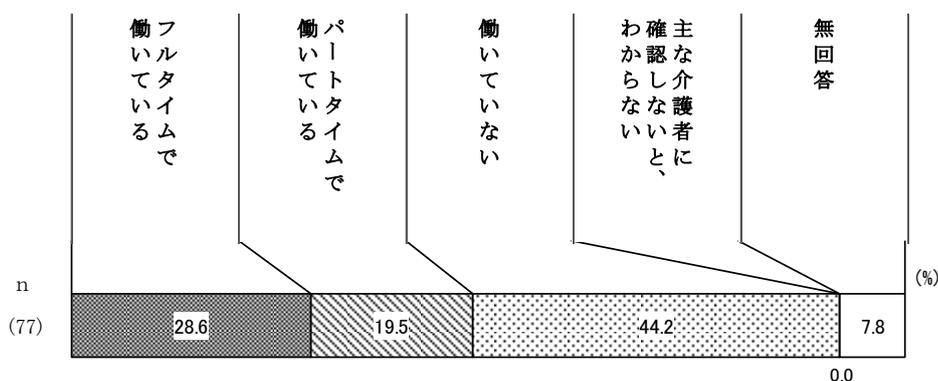
(6)主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護については、「夜間の排泄」と「入浴・洗身」がともに27.3%と最も高く、次いで「認知症状への対応」(26.0%)、「日中の排泄」(24.7%)となっています。



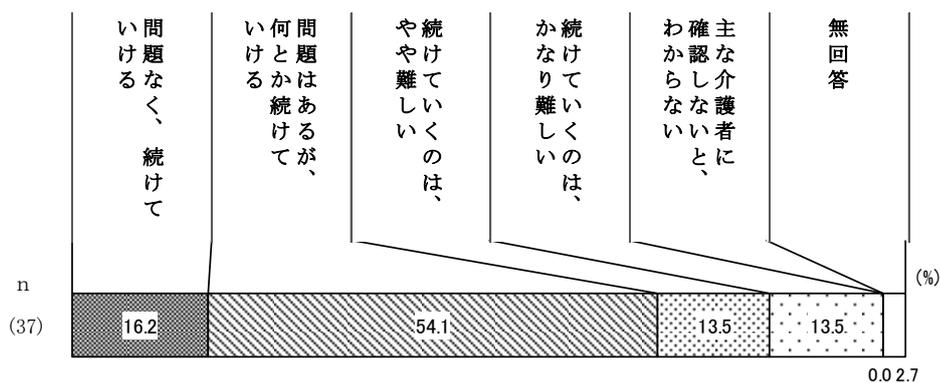
(7) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態については、「フルタイムで働いている」が 28.6%、「パートタイムで働いている」が 19.5%となっています。一方、「働いていない」が 44.2%となっています。



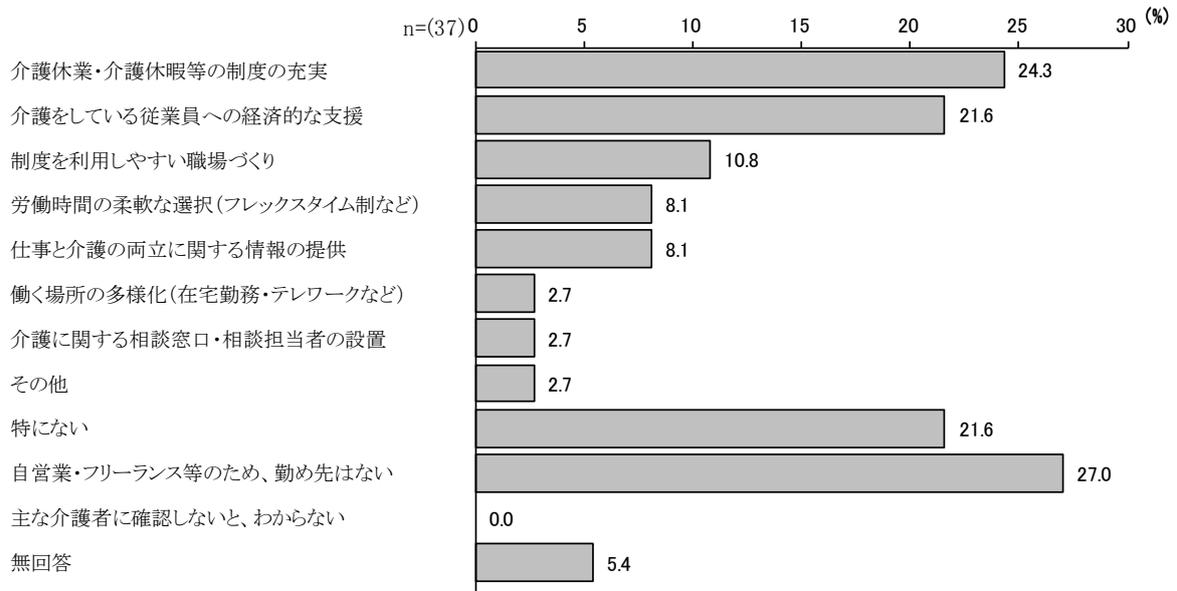
(8) 主な介護者の今後の勤務

主な介護者の今後の勤務については、「問題なく、続けていける」(16.2%)と「問題はあがあるが、何とか続けていける」(54.1%)を合わせた『今後も働きながら介護を続けていける』が 70.3%となっているものの、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」(ともに 13.5%)を合わせた『今後、働きながら介護を続けていくのは難しい』が 27.0%となっています。



(9)仕事と介護の両立に効果があると思う支援

仕事と介護の両立に効果があると思う支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 24.3%と最も高く、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」(21.6%)、「制度を利用しやすい職場づくり」(10.8%)となっています。



第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、国から示された第8期での基本指針や、村内の高齢者の状況、介護保険事業の実施状況等をふまえて、基本理念を定めることとします。

上位計画である玉川村振興計画基本構想の将来像では、「未来（あす）が輝く村づくり “元気な” たまかわ」とし、また基本理念を「村民と共に歩む育む心豊かな村づくり」として村づくりを進めています。

また、本計画は第3期計画からの中期的目標を継承する計画として位置づけられるため、本村における計画の基本理念を、

ともに支え合い、安心して暮らし続けられるまち “元気な” 玉川

として引き続き継承していきます。



第2節 基本目標と施策の方向性

基本目標は第7期での基本目標を引き続き継承し、重点施策については現在の村の状況や国の基本指針等を勘案し、以下の通り示します。

1 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

高齢者一人ひとりが元気に住み慣れた地域で暮らしていくためには、健康づくりや介護予防・重度化防止に日常的に取り組むことが必要です。アンケート調査結果をみると、介護・介助が必要になった主な原因は「心臓病」が最も高く、次いで「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」となっているため、高齢者が健康に暮らしていくことができるよう、身体機能の維持・向上や介護予防、重症化予防の取り組みを引き続き実施していく必要があります。

また地域づくり活動への参加意向では約2人に1人が参加者として、約3人に1人が企画・運営者として参加したいと回答していることから、今後も介護予防事業の周知を図り、健康づくりの取り組みを進めるとともに、地域での文化活動やスポーツ活動、さらには就業や社会活動への参加を促し、高齢者が心身ともにより前向きに、明るく生活できるまちづくりを支援する必要があります。

【施策の方向性】

今後も地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図るとともに、高齢化の進展等に伴い増加するニーズに適切に対応するために、地域包括支援センターの機能強化や体制強化、地域資源の情報収集に努めます。さらに、現在行っている介護予防事業の充実や「健康の駅たまかわ」の活用促進、医師・専門家による講演会を引き続き行い、高齢者の健康意識の向上を目指します。

また社会参加意欲の高い高齢者が多いことから、ボランティア活動や就労的活動の支援を行い、高齢者の自立支援や生きがいづくり、社会参加を推進していきます。

2 高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり

高齢者が安心・安全に暮らしていくためには、生活環境の整備や非常時の備えが必要です。アンケート調査結果をみると、外出を控えている理由として「足腰などの痛み」が最も高くなっています。また外出の際の主な移動手段として「自動車（自分で運転）」や「自動車（乗せてもらう）」、「徒歩」の割合が高くなっていることから、公共交通等の移動手段の充実や移動中の安全性の向上を引き続き行っていく必要があります。

さらに、近年増加している地震や集中豪雨などの大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、緊急時の対策も検討していく必要があります。高齢者がいつまでも地域で安心して日常生活を送れるように生活環境の充実や整備、緊急時の備えを進めていきます。

【施策の方向性】

安全・安心な地域づくりを進めていくために、引き続き警察署やバス事業者等との連携を行い、交通手段の利便性の向上や交通事故の防止に努めます。また自然災害や感染症から高齢者の安全を確保することができるよう、避難マニュアルの作成や福祉避難所の整備等、非常時の備えを行っていきます。

高齢者が要介護状態になることなく日常生活を送れるよう、住環境の面において住宅確保や住宅の改修等に努めるとともに、高齢者の身体・精神・財産等を守るために、権利擁護・虐待防止に資する取り組みを行います。

3 高齢者やその家族を地域で支えるまちづくり

本村では、高齢化の進行だけではなく、認知症高齢者も増加しています。アンケート調査結果をみると、高齢者が現在抱えている傷病は「認知症」が最も高くなっており、主な介護者が不安に感じる介護では「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」などが挙げられています。また、主な介護者の今後の勤務では『今後、働きながら介護を続けていくのは難しい』が27.0%となっていることから、介護離職ゼロを実現するためにも、介護者だけではなく地域全体で高齢者を支えていく体制づくりを引き続き行っていく必要があります。

また介護現場における人手不足や業務負担の増加が課題となっていることから、介護人材の確保及び定着支援、業務効率化の取り組みを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

高齢者や家族介護者を支えていくために、今後も地域での相談業務やコーディネートを行う地域包括支援センターの充実、在宅医療・介護の連携の促進、認知症施策の推進に努めます。また、介護者が介護を理由に離職することがないように、家族介護支援事業を引き続き推進していきます。さらに介護保険サービスの適切な提供に向けて、介護人材の確保・定着に向けた介護職の魅力の発信や介護分野の文書に係る負担軽減、ICTの導入等について、検討を進めていきます。

第3節 施策の体系

基本理念

ともに支え合い、安心して暮らし続けられるまち “元気な” 玉川

基本目標

1
高齢者が
元気に
暮らせる
まちづくり

(1) 介護予防サービスの充実

(2) 健康づくり推進

(3) 生きがいづくりと社会参加

2
高齢者が
安全・安心に
暮らせる
まちづくり

(4) 住宅対策・公共施設

(5) 移動・交通対策

(6) 防犯・防災・感染症対策

(7) 権利擁護・虐待の防止

3
高齢者や
その家族を
地域で支える
まちづくり

(8) 医療・介護・保健・福祉の連携

(9) 認知症施策の推進

(10) 高齢者とその家族の生活への支援

(11) 介護保険サービスの適切な提供

施策

図表 施策と事業の体系

施策	事業
(1)介護予防サービスの充実	①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業
(2)健康づくりの推進	①保健事業 ②村民健康管理事業 ③特定健康診査・特定保健指導
(3)生きがいづくりと社会参加	①生涯学習・文化活動の推進 ②スポーツ活動の推進 ③就業等の支援 ④社会活動への参加
(4)住宅対策・公共施設	①住宅対策 ②公共施設・公共空間のバリアフリー化
(5)移動・交通対策	①道路・交通施設の整備 ②交通安全対策の充実
(6)防犯・防災・感染症対策	①防犯対策 ②防災対策 ③感染症対策
(7)権利擁護・虐待の防止	①成年後見制度 ②虐待の防止
(8)医療・介護・保健・福祉の連携	①地域包括支援センターの運営支援 ②在宅医療・介護連携の推進
(9)認知症施策の推進	①認知症理解のための普及・啓発 ②相談支援体制の充実 ③認知症家族介護者支援の充実 ④医療との連携及び早期対応の推進
(10)高齢者とその家族の生活への支援	①寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ②緊急通報システム運営事業 ③家族介護支援事業 ④その他の生活支援事業
(11)介護保険サービスの適切な提供	①居宅サービス ②地域密着型サービス ③施設サービス ④総給付費 ⑤介護給付費等費用適正化事業 ⑥人材の確保・育成・業務効率化

各論

第5章 高齢者と要支援・要介護認定者の見通し

第1節 高齢者人口

本村の総人口は、令和5年には6,419人、令和7年には6,292人、令和22年には5,171人になると推測され、高齢者人口については、令和5年には2,088人（高齢化率32.5%）、令和7年には2,105人（高齢化率33.5%）、令和22年には1,876人（36.3%）と予想されます。

図表 年齢別人口の推計

（単位：人、％）

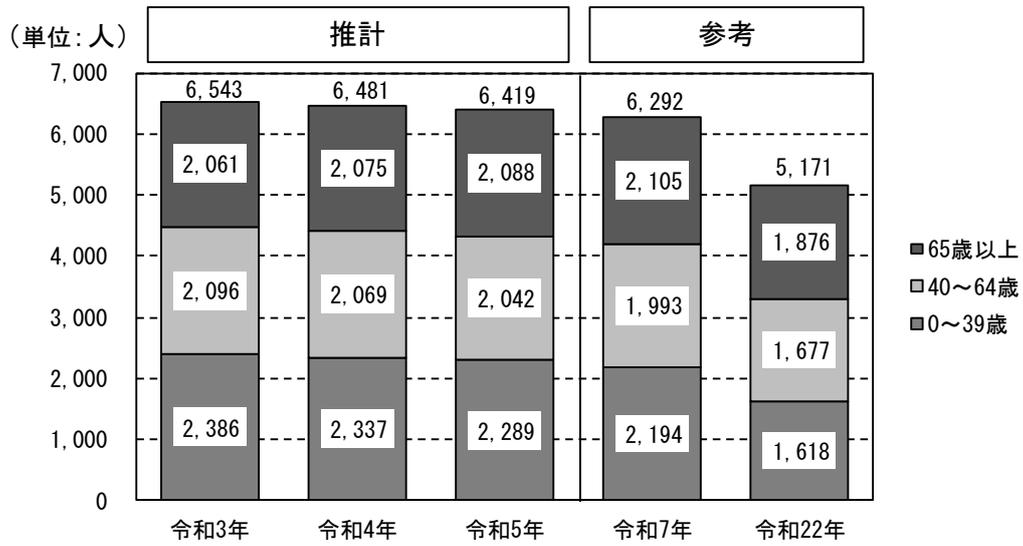
	推計			参考	
	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	6,543 (100.0)	6,481 (100.0)	6,419 (100.0)	6,292 (100.0)	5,171 (100.0)
0～39歳	2,386 (36.5)	2,337 (36.1)	2,289 (35.7)	2,194 (34.9)	1,618 (31.3)
40～64歳	2,096 (32.0)	2,069 (31.9)	2,042 (31.8)	1,993 (31.6)	1,677 (32.4)
65歳以上	2,061 (31.5)	2,075 (32.0)	2,088 (32.5)	2,105 (33.5)	1,876 (36.3)
65～74歳	1,057 (16.2)	1,066 (16.4)	1,074 (16.7)	1,056 (16.8)	694 (13.4)
75歳以上	1,004 (15.3)	1,009 (15.6)	1,014 (15.8)	1,049 (16.7)	1,182 (22.9)

※（ ）内は総人口に対する割合

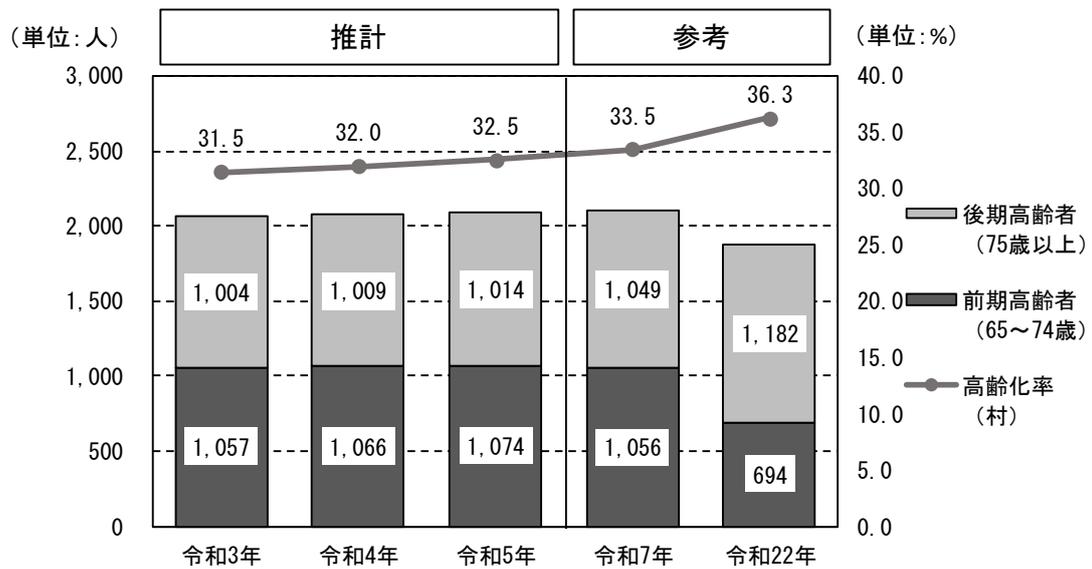
※小数点第二位を四捨五入しているため、実際の合計とは一致しない場合があります。

資料：厚生労働省老健局第8期将来推計用推計人口

図表 年齢別人口の推移



図表 高齢者人口と高齢化率の推移



第2節 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は、令和5年には308人（認定率14.8%）、令和7年には307人（認定率14.6%）、令和22年には336人（認定率17.9%）になると推測されます。

図表 要支援・要介護認定者の推計

（単位：人、％）

	推計			参考	
	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総数	305 (14.8)	306 (14.7)	308 (14.8)	307 (14.6)	336 (17.9)
要支援	46	45	45	45	49
要支援1	17	17	17	17	20
要支援2	29	28	28	28	29
要介護	259	261	263	262	287
要介護1	78	77	77	77	84
要介護2	39	41	42	41	42
要介護3	47	47	47	49	52
要介護4	39	41	41	41	46
要介護5	56	55	56	54	63

※（ ）内は認定率（％）

資料：地域包括ケア 見える化システム

第6章 施策の展開

第1節 介護予防サービスの充実

本村では、平成 27 年度から介護予防・日常生活支援総合事業として介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。住民が主体となって、介護予防活動を展開することができるよう、環境の整備やサービスの周知を行っていきます。

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1)通所型介護予防事業

◆事業・施策概要
通所介護と同様のサービスで生活機能の向上のための機能訓練等を行う事業です。
◆実施状況と今後の方向性
平成 28 年3月から要支援1・2と介護予防・日常生活支援総合事業認定者の方を対象に行っています。今後もサービスを必要とする方にしっかり提供できるようにサービス事業所などの体制を整備し、介護予防を推進していきます。

図表 通所介護相当サービスの実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実人員 (人)	43	36	30	40	40	40
給付費 (千円)	14,559	12,520	10,400	12,500	12,500	12,500

(2)訪問型介護予防事業

◆事業・施策概要
認知機能の低下などにより、日常生活に支障がある方や退院直後で専門的サービスが特に必要な方に対して訪問介護員による身体介護や生活援助を行う事業です。
◆実施状況と今後の方向性
平成 28 年3月から要支援1・2と介護予防・日常生活支援総合事業認定者の方を対象に行っています。今後も継続してサービスを行っていきます。

図表 訪問介護相当サービスの実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実人員 (人)	5	5	5	5	5	5
給付費 (千円)	1,028	737	980	1,000	1,000	1,000

(3)介護予防ケアマネジメント

◆事業・施策概要
要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う事業です。
◆実施状況と今後の方向性
平成 28 年3月から地域包括支援センターが利用者や家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からケアプランを作成しています。今後も自立支援や介護予防を目的に地域ケア会議を利用しながらケアマネジメントの充実を図っていきます。

図表 介護予防ケアマネジメントの実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実人員 (人)	31	30	30	30	30	30
給付費 (千円)	1,693	1,513	1,410	1,550	1,550	1,550

2 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

◆事業・施策概要
地域包括支援センターを中心に関係機関から情報を収集し、必要な人に基本チェックリストを実施し、それぞれの高齢者に適したサービス等を提供する事業です。
◆実施状況と今後の方向性
該当者の把握に努め、基本チェックリストの実施を行ったうえで、適した介護サービスの提供を行いました。今後も継続して事業を行っていきます。

(2) 介護予防普及啓発事業

◆事業・施策概要と今後の方向性
介護予防教室や介護予防講座の開催のほか、グループ・団体等に対して「クックちゃん体操」の啓発や、介護予防に有効な体操を普及・啓発しています。また、口腔機能向上や栄養改善等の啓発にも力をいれています。今後も介護予防の重要性・必要性を啓発し住民自らが実践できるよう事業に取り組んでいきます。

実施事業名	事業内容
① 介護予防運動教室	地区公民館や保健センターなどにおいて行われる介護予防に有効な運動等の教室です。運動指導士や理学療法士などが講師となり指導しています。
② 閉じこもり予防教室	高齢や障がいなどにより閉じこもりがちな方を対象とし開催している教室です。
③ リハビリ教室	「健康の駅たまかわ」のトレーニングルームを利用し、介護サービスを卒業した方や、虚弱な高齢者等が週1回運動を実施している教室です。
④ 栄養改善教室	高齢者に必要な栄養や食生活の注意などを学習する教室です。保健センターや各地区の老人クラブに出向くなどして実施しています。
⑤ 口腔ケア教室	口腔ケアの必要性や方法を学ぶ教室です。老人クラブやサロンに出向き実施しています。

図表 各事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
①介護予防運動教室	開催数(回数)	33	7	25	30	30	30
②閉じこもり予防教室	開催数(回数)	24	22	20	24	24	24
③リハビリ教室	開催数(回数)	-	12	48	48	48	48
④栄養改善教室	開催数(回数)	5	3	5	5	5	5
⑤口腔ケア教室	開催数(回数)	2	2	2	2	2	2

(3)地域介護予防活動支援事業

ア 住民主体型高齢者サロン

◆事業・施策概要
<p>地域における住民主体の介護予防活動です。</p> <p>① 住民が講師を依頼し実施している教室 4会場（保健センター、竜崎集会所、須釜公民館、四辻新田農業研修所）</p> <p>② 地区公民館を会場に住民だけで実施している運動サロン 8会場（川辺、蒜生、小高、中、岩法寺、吉、北須釜、山小屋）</p> <p>③ 自宅等を会場に、虚弱な高齢者が参加している小規模サロン 8会場</p>

イ 住民主体型高齢者サロン支援

◆事業・施策概要と今後の方向性
<p>上記高齢者サロンの支援を行う事業です。</p> <p>年に1～2回の体力測定の実施や、生活支援コーディネーターの定期的な巡回、小規模サロン新設時に村職員や包括支援センター職員が体操指導や介護予防講話を行い介護予防の重要性を周知します。また、年に1回交流会を実施し活動が単調にならないよう支援します。</p> <p>今後も高齢者が歩いて通える範囲に小規模サロンの立ち上げを推進していきます。また、包括支援センターと支援が必要な高齢者の情報や地区の情報を共有し事業を推進していきます。</p>

ウ 介護予防教室送迎サービス事業

◆事業・施策概要と今後の方向性

シルバー人材センターに送迎を委託し、希望者を会場まで送迎する事業です。
 今後も介護予防教室等への参加希望者が交通手段を理由に断念することがなく、介護予防教室を利用できるよう継続して事業を実施していきます。

図表 介護予防教室送迎サービス事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
稼働数 (人日)	141	134	125	150	150	150

(4)地域リハビリテーション活動支援事業

◆事業・施策概要と今後の方向性

脳卒中や骨折などの急性期や回復期を対象としたリハビリではなく、閉じこもりや廃用症候群を予防する生活期リハビリテーションへの取り組みを強化します。

令和2年度より通所、訪問、地域ケア会議、サロン等へ専門職に關与してもらおう事業を開始しました。これにより活動へのアプローチができ、自立支援につながるよう努めています。

高齢者が要介護状態になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、心身機能や生活機能の回復訓練のみではなく、潜在能力を最大限に発揮し、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すリハビリテーション提供体制の構築に努めます。

図表 地域リハビリテーション活動支援事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数 (回数)	-	-	6	6	8	8

第2節 健康づくりの推進

高齢者に関わる保健事業は平成 20 年から高齢者医療確保法に基づき、主として健康増進法による事業及び国民健康保険事業が中心となっています。引き続き、各種がん検診、健康相談、健康教育等を実施し、村民の健康意識につなげていくとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施します。

1 保健事業

(1)各種がん検診

◆事業・施策概要
村民に対してがんの早期発見・早期治療を目的とし、各種がん検診を個別検診や地域での集団検診により実施している事業です。
◆実施状況と今後の方向性
集団検診を基本として実施しています。また、追加検診として未受診者を対象とした集団検診を実施し、受診率の向上に努めました。目標値を目指し、受診率向上に向け、普及啓発活動に努めます。

図表 各種がん検診の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
胃がん検診(40 歳以上) (%)	22.6	17.4	18.0	50.0	50.0	50.0
肺がん検診(40 歳以上) (%)	41.8	34.2	35.0	50.0	50.0	50.0
大腸がん検診(40 歳以上) (%)	36.5	28.4	30.0	50.0	50.0	50.0
子宮がん検診(20 歳以上) (%)	23.0	14.8	20.0	50.0	50.0	50.0
乳がん検診(30 歳以上) (%)	21.1	21.2	21.0	50.0	50.0	50.0

(2)健康教育・健康相談

◆事業・施策概要
<p>村民の健康意識の高揚と健康的な生活習慣の確保や改善により、健康の保持増進を図るため、健康教育や健康相談を行っています。特に、個人を取り巻く社会環境は多岐にわたることから、個々の健康状態やライフスタイルに応じた適切な知識や技術の提供、支援ができるように努めるとともに、村民が参加しやすい実施体制の整備を行っています。</p>
◆実施状況と今後の方向性
<p>健康診断の結果をもとに、特定保健指導やヘルスアップ教室を開催し、運動指導や栄養指導を行いました。今後も、健康増進、疾病予防等についての知識の普及を図るとともに、保健師、管理栄養士、運動指導士、歯科衛生士等の専門スタッフによる各種事業を展開していきます。</p>

図表 健康教育・健康相談の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
健康相談事業(回数)	60	60	60	60	60	60
健康相談事業(参加者数)	250	250	250	250	250	250
病態別予防教室(回数)	3	2	2	3	3	3
病態別予防教室(参加者数)	100	100	100	100	100	100

(3)訪問指導事業

◆事業・施策概要
心身の機能低下の防止や健康の保持・増進を図り、疾病や要介護状態になることを予防するために特定健康診査等による事後指導の必要な人などに対して保健師による個別指導を行っています。また、各ライフステージ及び各疾病に応じ、担当する保健師及び栄養士が家庭訪問をし、保健指導を実施しています。
◆実施状況と今後の方向性
障がい者や要支援者への定期的な訪問に加え、健診の事後指導など保健師や栄養士による訪問を実施し、今後も継続して高齢者一人ひとりが要介護状態になることなく、元気に暮らしていけるよう、健康の保持・増進を図っていきます。

図表 訪問指導事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問指導事業 (回数)	450	340	300	300	300	300
訪問指導事業 (利用者数)	450	340	300	300	300	300

(4)食生活改善事業

◆事業・施策概要
管理栄養士が中心となり、ライフステージごとに食生活改善推進員と協力して、低栄養状態の予防・改善や生活機能の向上、楽しみや生きがいつくりと社会参加を推進する事業です。
◆実施状況と今後の方向性
現在、管理栄養士が事業の企画、運営を行い、ライフステージごとや病態ごとに事業を行っています。今後も継続して行っていきます。

図表 食生活改善事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
食育推進事業 (利用者数)	300	450	300	300	300	300
食生活改善推進事業 (利用者数)	81	80	30	60	60	60

2 村民健康管理事業

◆事業・施策概要
65歳以上の高齢者（老人クラブ員は60歳以上）や身体障害者を対象に、健康増進とコミュニケーションの場の提供を目的として温泉利用券による助成を行う事業です。
◆実施状況と今後の方向性
現在は、高齢者や身体障害者を対象に温泉利用券を助成していますが、利用できる施設が減少しています。今後は、利用できる施設の増加を検討しながら、事業を継続的に行っていきます。

図表 村民健康管理事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数 (回)	21	21	21	21	21	21
利用者数 (人)	326	331	330	330	330	330

3 特定健康診査・特定保健指導

◆事業・施策概要
国民健康保険事業で、40歳以上の被保険者の方を対象に健康診査と特定保健指導を実施しています。
◆実施状況と今後の方向性
特定健康診査については集団検診を村内会場で実施し、施設健診は石川郡内の医療機関で引き続き実施しています。特定保健指導については、保健師及び栄養士、運動指導士が集団や個別で実施しており、指導対象者への積極的な関与ができています。今後も関係機関との連携により、事業の実施体制の強化を図るとともに集団健診や施設健診の周知を行い、村民の健康維持を図ります。

図表 特定健康診査・特定保健指導の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健康診査 受診率 (%)	52.2	50.8	40.0	60.0	60.0	60.0
特定保健指導 受診率 (%)	25.8	37.2	30.0	40.0	40.0	40.0

第3節 生きがいづくりと社会参加

高齢者にとって、心身ともに健康な日々を過ごすしていくためには、生涯学習や文化活動、スポーツ活動への参加、就業などによる生きがいづくり、また地域活動やボランティアなどの社会参加の場は重要です。今後は活動場所の整備や関係機関との連携を図っていきます。

1 生涯学習・文化活動の推進

◆事業・施策概要
高齢期を心豊かに生きがいを持って生活するために生涯学習や文化活動への参加を推進しています。
◆実施状況と今後の方向性
老人クラブ連合会が主体となって実施する多世代交流事業では参加者数が減少し、趣味を生かした活動についても講座数が減少しています。一方、高齢者教室では参加者数が増加しています。今後も引き続き、老人クラブとの連携により、参加者や住民の声をとり上げ、ニーズにあった事業を展開していきます。

図表 生涯学習・文化活動の推進に関する事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
多世代交流事業 (回数)	11	11	11	11	11	11
多世代交流事業 (参加者数)	548	521	520	520	520	520
高齢者教室 (講座数)	1	1	1	1	1	1
高齢者教室 (回数)	16	12	12	18	18	18
高齢者教室 (参加者数)	625	456	460	450	450	450
趣味を生かした文化活動 (講座数)	32	32	30	30	30	30

2 スポーツ活動の推進

◆事業・施策概要
高齢者のスポーツ活動への参加促進と多様なスポーツができる環境づくりを進めています。
◆実施状況と今後の方向性
元気スポーツクラブが主体となり、様々なスポーツ事業の展開を行っており、参加者は増加傾向にあります。今後も元気スポーツクラブと連携し、教室の展開や参加者の募集などを行うとともに、さるなしウォークの開催を通し、村内外からの参加者の増加を図ります。今後も多様なスポーツができる環境の整備やより多くの方のスポーツへの参加を促し、生きがいや健康づくりへとつなげていきます。

図表 スポーツ活動の推進に関する事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
スポーツ教室 (種類)	9	9	9	9	9	9
スポーツ教室 (回数)	261	236	240	240	240	240
スポーツ教室 (参加者数)	3,941	4,848	4,500	4,500	4,500	4,500
スポーツイベント (種類)	4	4	4	4	4	4
スポーツイベント (回数)	4	4	4	4	4	4
スポーツイベント (参加者数)	632	892	760	800	800	800

3 就業等の支援

(1) 高齢者の就労環境の整備

◆事業・施策概要
収入を年金に頼る高齢者が生活を維持し、再就労できるように就労環境の整備を行っています。
◆実施状況と今後の方向性
今後も引き続き公共職業安定所（ハローワーク）や商工団体との連携を強化し、情報提供や職場環境改善の啓発などに努めるとともに、高齢者の再就労のための研修・講習の場の整備を図り、高齢者の受講を促します。また県や関係機関とともに、定年の延長や継続雇用の促進など企業の高齢者雇用の啓発を進めていきます。

(2)シルバー人材センターの充実

◆事業・施策概要
<p>村民が高齢になってもこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かしながら働いて、健康で生きがいのある生活を送れるよう、シルバー人材センターにおいて支援をするとともに、高齢者の活躍により、地域の活性化につなげています。</p>
◆実施状況と今後の方向性
<p>現在、活動種類は7種類で推移しているものの、登録人数については増加傾向にあります。今後も高齢者の増加が予想される中で、シルバー人材センターの役割はますます重要になっていくものとみられるため、地域と連携しながらシルバー人材センターの活動を支援していきます。</p>

図表 シルバー人材センターの充実に関する事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
シルバー人材センター (活動種類)	7	7	7	7	7	7
シルバー人材センター (登録人数)	62	67	73	75	77	77

4 社会活動への参加

(1)老人クラブ活動の推進

◆事業・施策概要
<p>老人クラブ活動は、高齢者同士の交流を図るとともに、社会への奉仕活動を通して高齢者の生きがいの場となっているため、社会福祉協議会を通じて活動を支援しています。</p>
◆実施状況と今後の方向性
<p>現在、会員数は増加傾向にあり、今後も高齢化の進行が予想されているため、社会参加のきっかけとして老人クラブへの参加を呼びかけていきます。</p>

(2)高齢者のボランティアへの参加促進

◆事業・施策概要
退職後の高齢者を中心に、生きがいづくりにつなげられるようにボランティアへの参加を促進しています。
◆実施状況と今後の方向性
今後も引き続き、社会福祉協議会やボランティア団体、NPOとの連携を深めながら、各種ボランティア情報の提供に努めるほか、積極的な参加を呼びかけていきます。

第4節 住宅対策・公共施設

高齢者が安心して介護状態になることなく日常生活を送れるよう、住環境の面において住宅確保や住宅の改修・耐震対策への支援を行っていきます。

1 住宅対策

(1)住宅改修支援

◆事業・施策概要
高齢者が自宅における転倒等により要介護状態とならないよう『高齢者にやさしい住まいづくり助成事業』に基づいて、住宅改修を実施する方へ改修費の一部を助成する事業です。
◆実施状況と今後の方向性
平成 29 年度の 1 人を最後に、利用者がいない状況が続いています。今後は支援策の認知度を高めるための更なる周知が必要と考えます。

(2)住宅の確保

◆事業・施策概要と今後の方向性
今後、高齢化が進行する中で、高齢者が安心して生活を送れる住環境は重要です。そのためサービス付き高齢者住宅について、必要に応じて関係事業所の誘致、誘導を検討していきます。
また高齢者の住まいの指導監督の徹底等による質の向上や適切な介護基盤整備のため、県や関係機関と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況や居宅サービス等の提供状況の把握に努め、情報共有を図ります。

(3)住宅の耐震対策

◆事業・施策概要と今後の方向性

利用者は少ないですが、地震などの災害時にも安心して暮らしていくために、一般住宅の耐震改修への補助金を制度化しました。今後は、制度化されたことも含めた広報活動を行い、一般家庭への周知に努めます。

2 公共施設・公共空間のバリアフリー化

◆事業・施策概要

バリアフリー新法に基づき、公共機関、交通施設、道路、公園等の高齢者が利用する施設を中心に、「福島県人にやさしいまちづくり条例」に基づく基準に沿って、バリアフリー化を行っています。

◆今後の方向性

今後も既存の公共施設、道路などの状況や村民の利用頻度を把握し、改修時に合わせたバリアフリー化を図っていきます。

第5節 移動・交通対策

高齢者が安心して外出できるよう交通手段や道路の整備、また交通事故への対策を行い、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

1 道路・交通施設の整備

◆事業・施策概要

関係機関との連携により交通施設等のバリアフリー化を進め、高齢者のバス等の利用の利便性向上を図り、高齢者にとって安全な道路環境を整備するために、歩道・交差点の整備、信号・照明灯等の交通安全施設の整備を行っています。

◆今後の方向性

公共交通整備の今後の方向性を示し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを構築するため、令和元年6月に「玉川村地域公共交通網形成計画」を策定しました。今後は自動車運転免許返納者に対して、必要な対策の検討を行い、高齢者の移動手段の確保に努めます。

2 交通安全対策の充実

◆事業・施策概要

交通安全施設や標識の整備、警察署や交通安全協会等と連携した交通安全運動を展開し、高齢者の交通事故の撲滅を目指しています。

◆今後の方向性

引き続き、自転車の事故について、広報活動等を行い、安全知識の普及啓発に取り組んでいきます。

第6節 防犯・防災・感染症対策

近年の大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、緊急時及び平時における備えが重要となっていることから、防災・感染症対策に努めます。また犯罪の被害を受けやすい高齢者を守るため、防犯対策の充実にも取り組んでいきます。

1 防犯対策

(1)防犯対策の充実

◆事業・施策概要

地域における防犯意識の向上を目指して、自治会や老人クラブなどを通じた情報提供や啓発活動を進めるとともに、地域の自主防犯組織の整備を行っています。

◆今後の方向性

最近多発している振り込め詐欺について、警察署との連携により情報提供に努め、犯罪の防止に取り組んでいきます。

(2)消費者対策

◆事業・施策概要

消費者トラブルから高齢者や村民を守るために、啓発活動や学習機会の場を提供するなど被害の未然防止を行っています。

◆今後の方向性

今後も消費生活相談の充実により、消費者トラブルの未然防止や被害救済に取り組んでいきます。

2 防災対策

(1)二次的避難所の整備

◆事業・施策概要
災害時に一般の避難所生活が難しい高齢者等の要配慮者が生活する二次的避難所（福祉避難所）を玉川村ふれあいセンターに指定し、避難体制の整備を行っています。
◆今後の方向性
二次的避難所の整備について、関係者への周知が図られています。今後も必要時に迅速に対応できる体制の整備に取り組んでいきます。

(2)避難行動要支援者名簿の活用

◆事業・施策概要
高齢者等の災害時の要配慮者の避難対策として、避難行動要支援者名簿を整備しています。
◆今後の方向性
今後も玉川村地域防災計画に基づき、災害発生時に自ら避難することが困難な方が迅速に避難することができるよう、避難支援を実施する関係機関等に情報提供を行い、避難行動要支援者の安全確保に努めます。

(3)災害時の各種マニュアルの整備

◆事業・施策概要
高齢者の安全を確保するため、災害時に活用する避難マニュアルや避難所での運用マニュアル等を整備しています。
◆今後の方向性
マニュアルが適切かどうか検証を図り、避難所の設営訓練等、定期的な訓練を実施しています。引き続き、災害時に適切な対応ができるよう、マニュアルの整備や訓練等に努めます。

3 感染症対策

(1)新型コロナウイルス感染症に関する情報提供

◆事業・施策概要
新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や感染症予防対策、各施設の利用制限等に関する情報をホームページにて情報提供をしています。
◆今後の方向性
今後も新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を発信するとともに、日頃から介護保険施設や事業所等との連携に努め、感染拡大防止策に関する情報の啓発を実施し、平時から感染症の備えを進めます。

第7節 権利擁護・虐待の防止

高齢者の身体・精神・財産等を守るために、支援が必要な方に対して制度の普及や関係機関との連携により支援を行っていきます。

1 成年後見制度

◆事業・施策概要
成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）にもとづき、施策の推進を図る必要があります。玉川村では『成年後見制度利用支援事業』として、申し立てる親族がないなどの理由で、利用できない人に対して申立に要する経費の負担、成年後見人等の報酬の助成や制度の利用促進を図っています。
◆実施状況と今後の方向性
現在、高齢者における村長申立の実績は0件となっています。原因の一つは、成年後見制度を正しく理解しておらず、財産を管理するための制度と誤解している人が多いことです。ニーズ調査のなかでも制度を知らないと回答した人が54%、利用方法について知らないと回答した人が74%となっており、認知度が低いことが分かります。 今後は成年後見制度の周知・理解を図るため、啓発を行っていく必要があります。また独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、身近に支援者がいない方が増えている状況です。支援者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った犯罪等も後を絶たず、財産管理や身上監護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。必要な人が成年後見制度を利用し、本人らしい生活を守ることができるよう、権利擁護支援の地域ネットワークや中核機関の体制整備を行っていきます。 介護支援専門員や地域包括支援センターなどの専門職等とともに連携した仕組みづくりを整備し、中核機関のあり方について石川郡5町村と連携し協議を進めていきます。

2 虐待の防止

◆事業・施策概要

高齢者の虐待を防止するため、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアグループ等との連携により高齢者の見守り体制、また早期の対応、措置のため、専門機関等との連携など相談体制の強化を行っています。

◆実施状況と今後の方向性

虐待の防止については事実及び安全の確認・保護を行っています。また関係機関と連携し、虐待の事案収集に努めました。表面化していない事例もあることが考えられるため、今後も事例の収集に努めるとともに、相談体制の強化を図ります。

第8節 医療・介護・保健・福祉の連携

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて各関係機関の協力・連携が必要不可欠となっています。今後もしっかりと連携を取りながら、迅速に対応できる体制を強化していきます。

1 地域包括センターの運営支援

◆事業・施策概要

社会福祉協議会の運営のもと、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域住民や各種団体、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、高齢者を包括的に支援する事業です。

◆実施状況と今後の方向性

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防事業のケアマネジメントや認知症施策への対応など、期待される役割が増えています。そのため今後も事業の内容を総合的に勘案し、将来を見据えた職員の配置を検討します。

高齢者の自立生活にかかわる総合的な相談体制の充実を図るとともに、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を実施する場合には、重層的支援体制整備事業との整合性にも留意するとともに、地域支援事業の量の見込みについては、重層的支援体制整備事業における介護事業分を含めた算出に努めます。

図表 地域包括支援センターの運営支援に関する事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護予防ケア マネジメント事業 (対応件数)	708	674	650	650	650	650
総合的相談支援事業・ 権利擁護事業 (対応件数)	519	605	600	600	600	600
包括的・継続的 ケアマネジメント事業 (対応件数)	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応
地域ケア会議 (実施回数)	4	4	4	4	4	4

2 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護の連携を計画的かつ効果的に推進するためには、各地域におけるあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、PDCAサイクルに沿った取り組みを推進していくことが重要であり、看取りや認知症の方への対応力の強化をしていく観点を踏まえ、取り組みを推進していきます。

(1)多職種連携会議

◆事業・施策概要
医療・介護に関わる関係者が年に1～2回集まり、認知症や在宅での看取りをテーマに会議を開催している事業です。
◆実施状況と今後の方向性
年に1～2回、村内医療保健機関と会議の場を設け、連携を行ってきました。引き続き、年1～2回の開催を目標に事業の展開を図ります。

第9節 認知症施策の推進

認知症施策においては、認知症施策推進大綱の5つの柱（「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」）に基づき、基本的な考え方を踏まえ、各施策の充実に努めます。また身近に通うことができ、専門職への相談が可能な「通いの場」等の拡充及び教育、地域づくり、雇用、その他の認知症予防に資する可能性がある関連施策と連携した活動、チームオレンジの仕組みの構築等の推進に努めます。

1 認知症理解のための普及・啓発

◆事業・施策概要と今後の方向性

認知症について住民の理解を深めるため普及・啓発していく事業です。

認知症サポーター養成講座を通じた認知症理解の普及・啓発に取り組むとともに、広報誌において、認知症に関する特集を組み、啓発活動を行います。また認知症地域支援推進員を設置し、認知症についての正しい理解の普及だけでなく、介護者への支援などにも努めており、今後もサポーター養成講座や認知症カフェにおいて住民の理解と家族支援を推進していきます。

図表 認知症理解のための普及・啓発の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
認知症サポーター養成講座 (参加者数)	66	76	90	60	60	60
認知症サポーター養成講座 (サポーター累計数)	1,250	1,326	1,416	1,476	1,536	1,596
認知症カフェ (実施回数)	10	11	10	12	12	12

2 相談支援体制の充実

◆実施状況と今後の方向性

地域包括支援センターと保健センターでの相談体制の充実を図りました。今後も地域包括支援センターを中心に、相談できる体制を強化し対応していきます。また認知症カフェなどにおいても相談できる体制を整備していきます。

3 認知症家族介護者支援の充実

◆事業・施策概要

認知症の家族の負担を軽減するため、認知症家族の交流会や介護講習会などを開催しています。また、徘徊高齢者SOSネットワークシステムなどを検討するなど、見守りの充実を行っています。

◆実施状況と今後の方向性

「玉川村認知症高齢者等QRコード活用見守り事業」を実施し、高齢者が保護された時に、QRコードを携帯電話等で読み取ることで、早期に身元が確認できる体制を図っていますが、現在利用者がおらず、さらに利用しやすい見守りを検討する必要があります。また、家族交流会などを開催し負担の軽減に努めます。

4 医療との連携及び早期対応の推進

◆実施状況と今後の方向性

平成29年度より「認知症初期集中支援チーム」を設置し、専門医・医療・介護の専門職からなるチームで訪問や会議を実施し、早期診断、対応に向けた支援を行っています。今後もチームや地域包括支援センターとの連携を強化し、早期対応に努めていきます。

第10節 高齢者とその家族の生活への支援

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対して、必要なサービスの提供や緊急時に迅速に対応できる環境を整えます。また介護離職の防止について関係機関と連携し、職場環境の改善について企業・事業所への普及啓発を検討するとともに、家族介護者に対しても負担軽減のために支援を行います。

また地域全体で高齢者を支え、住み慣れた地域で最後まで暮らしていけるように必要な活動や支援を行います。

1 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

◆事業・施策概要

寝たきりやひとり暮らしの高齢者で、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に寝具類の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒のサービスを行う事業です。

◆実施状況と今後の方向性

高齢者の寝たきりの方を対象に寝具の洗濯乾燥サービスを年に2回実施しました。今後も高齢化の進行により、サービス利用の希望者が増加することが考えられるため、サービスの充実を進めていきます。

図表 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数(実人数)	26	24	25	25	27	27
利用者数(延べ人数)	52	48	50	50	54	54

2 緊急通報システム運営事業

◆事業・施策概要

ひとり暮らし高齢者の急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムの貸与を実施しています。また情報が高齢者に的確に伝わるよう、緊急通報システムの整備や携帯電話会社等との連携による災害時の一斉配信について研究する事業です。

◆実施状況と今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者の緊急時に対応するためシステムの貸与を行っています。近年、災害等も増加しているため、避難や適切な情報の提供が円滑に進むように今後もシステムの整備や貸与を行っていきます。

図表 緊急通報システム運営事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
緊急通報システム (貸与件数)	28	24	25	25	25	25

3 家族介護支援事業

(1) 介護者のつどい

◆事業・施策概要

要支援・要介護認定の高齢者等を介護している方が集まって交流する事業です。

◆実施状況と今後の方向性

現在は地域包括支援センターに委託をし、毎年開催しています。今後も介護者の精神的負担の軽減のために事業を実施していきます。

図表 介護者のつどいの実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催数 (回数)	3	2	2	2	2	2
参加者数 (人)	26	32	30	30	30	30

(2)介護用品給付事業

◆事業・施策概要
要介護3以上の認定者の家族に、月に 2,000 円分の給付券を給付する事業です。
◆今後の方向性
今後も介護者の経済的負担の軽減のために事業を継続していきます。

図表 介護用品給付事業の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
支給者数 (実人員)	59	50	60	60	60	60

4 その他の生活支援事業

(1)傾聴ボランティア派遣事業

◆事業・施策概要
閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らし、高齢者のみ世帯など、定期的な安否確認が必要な高齢者に対して、傾聴ボランティアを派遣して日常生活での不安感を解消し社会とのつながりを支援する事業です。
◆実施状況と今後の方向性
平成 28 年度から地域包括支援センターを事務局として活動しています。今後も地域包括支援センターを中心に活動を継続していき、活動しているボランティアの方自身の生きがいづくりにもつなげていきます。

(2)生活支援体制整備事業

◆事業・施策概要	
地域資源の実態把握を行い、必要なサービスや地域の助け合いを推進するための方策などを協議する協議体及び生活支援コーディネーターを設置する事業です。	
◆実施状況と今後の方向性	
平成 30 年4月に生活支援コーディネーターを地域包括支援センターへ配置しました。協議体の会議については年に数回実施し、協議体としての事業提案を村に対して実施しています。今後は協議体の中で協議し事業化されるボランティア活動の運営に力を入れていきます。また、必要なサービスに対する協議にその都度努めます。	

図表 生活支援体制整備事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
協議体 (回数)	学習会	4	5	6	6	6	6
	講演会	1	1	0	1	1	1

第11節 介護保険サービスの適切な提供

1 居宅サービス

(1)介護予防サービスの実績と推計

居宅サービスのうち介護予防サービスの平成 30 年度～令和2年度の実績値、及び令和3年度～令和5年度、令和7年度の推計値は次の表のとおりです。なお、サービス量の見込みを定める際は、地域間の移動や住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性を踏まえながら、質の確保も念頭に置きつつ適正に検討を行うよう努めるとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を踏まえ、検討を行います。総合事業の量の見込みを定める際は、費用や事業者・団体数、利用者について、見込むよう努めるとともに、市町村の判断により、希望する要介護認定者が総合事業の対象となり得ることを留意するよう努めます。

図表 居宅サービス（介護予防サービス）の実績値と推計値

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防 訪問入浴 介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費 (千円)	0	466	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	1	0	0	0	0	0
介護予防 訪問リハビリ テーション	給付費 (千円)	0	139	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 居宅療養 管理指導	給付費 (千円)	0	41	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 通所リハビリ テーション	給付費 (千円)	4,610	5,202	5,593	6,130	6,133	6,133	6,133
	人数(人)	12	12	12	13	13	13	13
介護予防 短期入所 生活介護	給付費 (千円)	470	679	1,831	2,030	2,031	2,031	2,031
	日数(日)	6.3	9.0	24.6	27.1	27.1	27.1	27.1
	人数(人)	2	1	1	1	1	1	1

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は1月当たりの数。人数は1月当たりの利用者数。

図表 居宅サービス（介護予防サービス）の実績値と推計値（続き）

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防 短期入所 療養介護 (老健)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所 療養介護 (病院等)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費 (千円)	1,753	2,620	2,815	3,262	3,126	3,126	3,126
	人数(人)	16	20	25	29	28	28	28
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費 (千円)	163	114	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	1	0	0	0	0	0
介護予防 住宅改修	給付費 (千円)	563	204	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0
介護予防 特定施設入居者 生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費 (千円)	1,254	1,494	1,549	1,658	1,606	1,606	1,606
	人数(人)	24	28	29	31	30	30	30

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は1月当たりの数。人数は1月当たりの利用者数。

(2)介護サービスの実績と推計

居宅サービスのうち介護サービスの平成30年度～令和2年度の実績値、及び令和3年度～令和5年度、令和7年度の推計値は次の表のとおりです。

図表 居宅サービス（介護サービス）の実績値と推計値

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
訪問介護	給付費(千円)	15,672	12,336	10,519	11,360	10,609	11,304	10,050
	回数(回)	441.2	319.3	250.9	265.9	249.0	263.2	238.0
	人数(人)	27	23	24	27	25	26	24
訪問入浴介護	給付費(千円)	5,612	5,288	3,166	3,608	3,257	3,581	2,934
	回数(回)	39	37	21	24.3	21.9	24.1	19.7
	人数(人)	10	10	8	10	9	10	8
訪問看護	給付費(千円)	3,457	3,610	6,336	7,847	7,851	7,851	7,433
	回数(回)	46.1	54.9	95.7	117.6	117.6	117.6	112.6
	人数(人)	13	13	17	19	19	19	18
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	599	218	231	208	208	208	208
	回数(回)	17.3	6.4	6.6	5.9	5.9	5.9	5.9
	人数(人)	2	1	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	給付費(千円)	351	403	564	636	636	636	636
	人数(人)	7	7	8	9	9	9	9
通所介護	給付費(千円)	44,256	46,426	58,043	67,788	67,851	68,828	65,809
	回数(回)	486	523	601	695.4	695.2	706.3	680.3
	人数(人)	64	69	70	78	77	78	76
通所リハビリテーション	給付費(千円)	11,299	13,841	15,073	18,142	17,917	17,682	17,682
	回数(回)	113.1	141.1	149.8	179.4	177.0	174.6	174.6
	人数(人)	17	19	18	21	21	21	21

※給付費は年間累計の金額。回(日)数は1月当たりの数。人数は1月当たりの利用者数。

図表 居宅サービス（介護サービス）の実績値と推計値(続き)

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
短期入所 生活介護	給付費 (千円)	45,536	43,151	33,277	33,758	33,973	33,973	33,296
	日数(日)	463.8	433.8	331.7	335.3	337.2	337.2	331.1
	人数(人)	38	36	36	39	39	39	38
短期入所 療養介護 (老健)	給付費 (千円)	12,950	11,338	8,069	7,842	7,846	7,846	7,846
	日数(日)	99.3	90.4	63.8	62.0	62.0	62.0	62.0
	人数(人)	5	5	2	2	2	2	2
短期入所 療養介護 (病院等)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費 (千円)	18,155	16,593	16,468	17,724	18,092	18,533	16,937
	人数(人)	90	83	86	94	96	98	91
特定福祉用具 購入費	給付費 (千円)	568	527	435	435	435	435	435
	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費 (千円)	876	1,072	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	1	0	0	0	0	0
特定施設 入居者 生活介護	給付費 (千円)	0	255	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	給付費 (千円)	21,295	21,768	21,529	23,756	24,317	24,524	23,355
	人数(人)	121	120	119	131	134	135	129

※給付費は年間累計の金額。回(日)数は1月当たりの数。人数は1月当たりの利用者数。

2 地域密着型サービス

(1)介護予防サービスの実績と推計

地域密着型サービスのうち介護予防サービスの平成 30 年度～令和 2 年度の実績値、及び令和 3 年度～令和 5 年度、令和 7 年度の推計値は次の表のとおりです。

図表 地域密着型サービス(介護予防サービス)の実績値と推計値

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防 認知症対応型 通所介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	3,849	2,743	4,584	5,766	4,615	4,615	4,615
	人数(人)	4	3	4	5	4	4	4
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額。回数は1月当たりの数。人数は1月当たりの利用者数。

(2)介護サービスの実績と推計

地域密着型サービスのうち介護サービスの平成30年度～令和2年度の実績値、及び令和3年度～令和5年度、令和7年度の推計値は次の表のとおりです。

図表 地域密着型サービス(介護サービス)の実績値と推計値

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護・看護	給付費 (千円)	464	1,250	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	1	0	0	0	0	0
夜間対応型 訪問介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	給付費 (千円)	0	149	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	1	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	49,573	53,536	48,470	55,048	55,079	55,079	54,332
	人数(人)	19	20	17	19	19	19	19
認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)	8,467	12,169	12,656	12,734	12,741	12,741	12,741
	人数(人)	3	4	4	4	4	4	4
	必要利用 定員総数	3	4	4	4	4	4	4
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用 定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用 定員総数	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模 多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	0	889	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	給付費 (千円)	5,532	2,257	1,519	3,342	3,343	3,343	3,343
	回数(回)	51.4	23.3	11.9	28.7	28.7	28.7	28.7
	人数(人)	4	3	3	3	3	3	3

※給付費は年間累計の金額。回数は1月当たりの数。人数は1月当たりの利用者数。

3 施設サービス

施設サービスの平成 30 年度～令和 2 年度の実績値、及び令和 3 年度～令和 5 年度、令和 7 年度の推計値は次の表のとおりです。今後人口減少及び介護サービス需要の増大が見込まれるため、既存施設の有効活用等を実施し、サービス量の確保に努めるとともに、介護療養型医療施設は令和 5 年度までに廃止し、介護医療院へ移行することとされているため、介護医療院への移行が確実に行われるよう、より早期の意思決定を支援していきます。

図表 施設サービスの実績値と推計値

		実績値			推計値			
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護老人 福祉施設	給付費 (千円)	148,715	168,126	176,026	177,107	177,206	177,206	187,614
	人数(人)	50	56	55	55	55	55	58
介護老人 保健施設	給付費 (千円)	73,206	84,860	117,213	117,933	117,999	117,999	130,966
	人数(人)	24	26	35	35	35	35	39
介護療養型 医療施設 (介護医療院)	給付費 (千円)	2,771	0	0	0	0	0	/
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	

※給付費は年間累計の金額。人数は1月当たりの利用者数。

4 総給付費

介護サービスと介護予防サービスを合わせた総給付費の平成30年度～令和2年度の実績値、及び令和3年度～令和5年度、令和7年度の推計値は次の表のとおりです。

図表 総給付費の実績値と推計値

	実績値			推計値			
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
介護予防サービス給付額 (千円)	12,662	13,702	16,372	18,846	17,511	17,511	17,511
介護サービス給付額 (千円)	469,352	500,058	529,596	559,268	559,360	561,769	575,617
総給付額 (千円)	482,015	513,761	545,968	578,114	576,871	579,280	593,128

※給付費は年間累計の金額。

※平成28年度から地域支援事業へ移行した訪問介護（介護予防）・通所介護（介護予防）を除く。

※小数点第二位を四捨五入しているため、実際の合計とは一致しない場合があります。

5 介護給付費等費用適正化事業

介護請求に関する各種データを利用し、給付費が適正に支払われ、不要なサービス提供が行われないことがないように、今後も適正管理に努めます。

【取り組みの内容】

(ア) 縦覧点検・医療情報との突合

○受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

○受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
医療情報との突合・縦覧 (件数)	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

(イ)ケアプランの点検

- プラン内容について、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指します。

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ケアプランの点検 (件数)	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

(ウ)要介護認定の適正化

- 指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、点検等を実施します。
- 適正かつ公正な調査が迅速に行えるよう、調査員を対象に、研修を行います。

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
要介護認定の適正化 (件数)	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

(エ)住宅改修等の点検

- 住宅改修の点検により、内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかを確認します。
- 福祉用具利用者等に調査等を行い、必要性や利用状況等を確認します。

	実績値			目標値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
住宅改修等の点検 (件数)	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

6 人材の確保・育成・業務効率化

本計画を確実に推進するために、サービス従事者等の人材の確保は重要な要素です。特に、介護サービスの需要が拡大する中で、介護サービスの提供に直接携わる人材の確保は不可欠です。そのために新規介護人材の確保及び定着支援を進めるため、県と連携しながら、幅広い世代の地域住民に対し、介護職場の魅力を発信し、介護現場のイメージの刷新を図るとともに、関係事業等との連携により、各種専門職の確保や育成に努めます。また業務効率化の観点から、介護ロボットの投入や介護ワンストップサービスの導入を検討します。地域包括ケアシステムの実現や家族介護者の負担軽減のために、ボランティアや地域での見守りなど、村民の参加・協力が不可欠であり、その人材育成や意識づけが重要な課題となります。

第7章 介護保険料の算定

1 所得段階別高齢者人口

図表 所得段階別高齢者人口の推計値

(単位：人)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計
	2021年度	2022年度	2023年度	
第1段階	220	221	222	663
第2段階	143	144	145	432
第3段階	127	128	129	384
第4段階	415	418	420	1,253
第5段階	491	495	499	1,485
第6段階	357	360	362	1,079
第7段階	181	182	183	546
第8段階	74	74	75	223
第9段階	53	53	53	159
計	2,061	2,075	2,088	6,224

2 標準給付額

各サービスの合算による総給付費は、3年間で約17億3,426万円が見込まれます。これに特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を見込み、標準給付額は約18億8,816万円となります。

図表 標準給付額の推計値

(単位：円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計
	2021年度	2022年度	2023年度	
総給付費	578,114,000	576,871,000	579,280,000	1,734,265,000
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	34,318,256	36,785,190	42,477,370	113,580,816
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	11,603,756	12,135,119	12,713,052	36,451,927
高額医療合算介護サービス費等 給付額	999,608	832,680	693,628	2,525,916
算定対象審査支払手数料	441,693	447,867	454,104	1,343,664
標準給付費見込額	625,477,313	627,071,856	635,618,154	1,888,167,323

3 地域支援事業費

第8期の地域支援事業費は、3年間で約1億1,918万円と見込みます。

図表 地域支援事業費の推計値

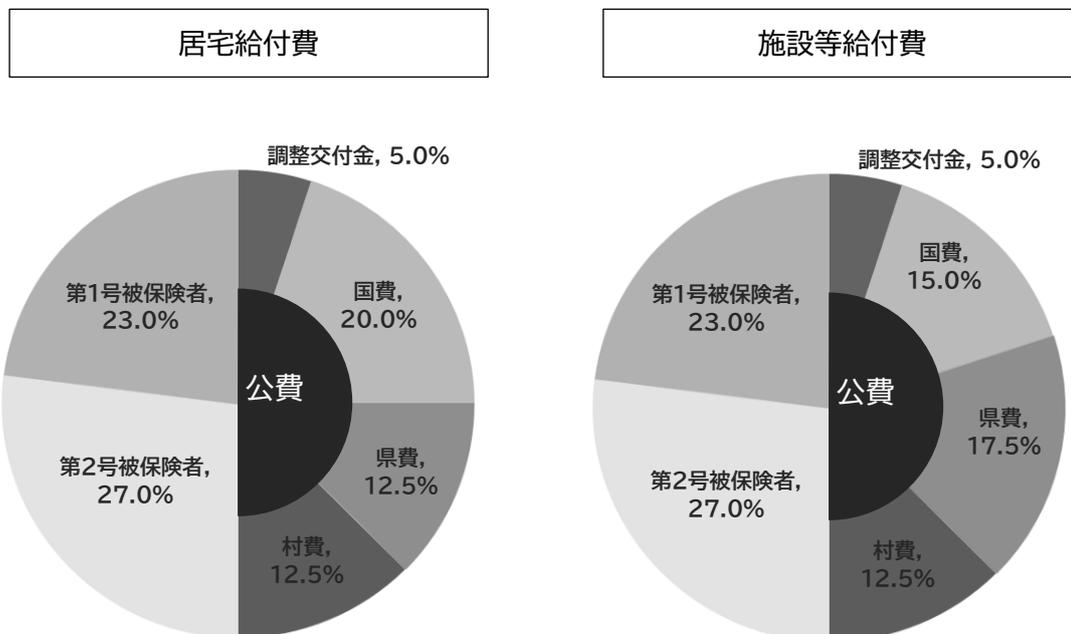
(単位：円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計
	2021年度	2022年度	2023年度	
地域支援事業費	39,658,720	39,725,399	39,796,044	119,180,163
介護予防・日常生活支援総合事業費	17,368,000	17,237,750	17,109,236	51,714,986
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	10,388,880	10,466,791	10,545,741	31,401,412
包括的支援事業(社会保障充実分)	11,901,840	12,020,858	12,141,067	36,063,765

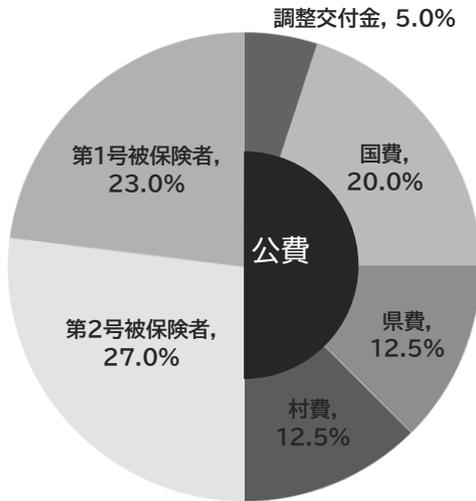
4 介護保険事業費の財源内訳

第8期の介護保険事業費の財源内訳は、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口構成比で設定され、以下のとおりとなります。

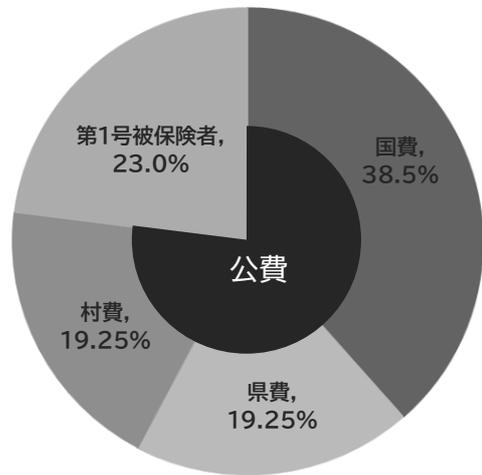
図表 介護保険事業費の財源内訳



介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業費及び任意事業費



5 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料の推計は給付費見込額に報酬改定の見込みや介護給付費準備基金の取崩額等を考慮して計算しています。

図表 第1号被保険者の保険料の推計値

(単位：円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計
	2021年度	2022年度	2023年度	
標準給付費見込額	625,477,313	627,071,856	635,618,154	1,888,167,323
地域支援事業費	39,658,720	39,725,399	39,796,044	119,180,163
第1号被保険者負担分相当額	152,981,288	153,363,369	155,345,266	461,689,922
調整交付金相当額	32,142,266	32,215,480	32,636,370	96,994,115
調整交付金見込交付割合	5.94%	5.28%	4.62%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9685	0.9974	1.0264	
所得段階別加入割合補正係数	0.9904	0.9904	0.9902	
調整交付金見込額	38,185,000	34,020,000	30,156,000	102,361,000
財政安定化基金 拠出金見込額				0
財政安定化基金拠出率			0.0000%	
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
準備基金の残高 (令和2年末の見込額)				35,811,031
準備基金取崩額				18,305,516
審査支払手数料1件あたり単価	63	63	63	
審査支払手数料支払件数	7,011件	7,109件	7,208件	
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業 負担額				0
市町村相互財政安定化事業 交付額				0
保険料収納必要額				438,017,521
予定保険料収納率			99.50%	
保険料見込額(年額)				71,400
保険料見込額(月額)				5,950

6 介護保険の保険料

第1号被保険者保険料の基準月額は以下のとおりとなっており、この金額を基準に各所得段階の保険料が決まります。

第1号被保険者保険料基準月額 は5,950円（年額71,400円）

また、第1号被保険者の保険料については、別途条例で定めることになっています。

図表 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	月額(円)	年額(円)	基準額に対する割合
第1段階	2,975	35,700	0.50
第2段階	4,463	53,550	0.75
第3段階	4,463	53,550	0.75
第4段階	5,355	64,260	0.90
第5段階	5,950 (基準額)	71,400 (基準額)	1.00
第6段階	7,140	85,680	1.20
第7段階	7,735	92,820	1.30
第8段階	8,925	107,100	1.50
第9段階	10,115	121,380	1.70

※所得段階別保険料の算出方法

月額基準額（5,950円）に12ヶ月を乗算し、基準額となる第5段階の年額基準額を算出します。その年額基準額に、それぞれの所得段階別の割合を乗算し、10円未満を切り捨てたものを各所得段階の年額基準額とします。上記にある月額は、その年額基準額を12ヶ月で割り戻した目安の金額となります。

第8章 計画を円滑に進めるための方策

第1節 介護サービスの円滑な提供

1 サービス提供事業者間の連携の促進

介護保険サービスの提供事業者が連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

2 サービス利用者への情報提供などの支援

高齢化に伴い増加が予想される介護保険サービス利用者に対して、介護給付等対象サービスの適切な利用及び提供を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報の提供や相談、援助を適切に行うことができる体制の整備を進めます。

3 苦情処理体制

介護保険事業で提供されるサービス内容や事業者・施設等に関する苦情相談について、地域包括支援センターの窓口を充実するほか、県の国保連合会やサービス事業所と連携をとり、利用者へのサービスの質の向上に努めます。

図表 苦情相談件数の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
苦情相談 (件数)	0	0	0	0	0	0

4 データ利活用における個人情報の取扱いへの配慮

令和2年の法改正により、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報が加えられたことから、各種調査報告や分析システムにおける個人情報の取扱いへ配慮しつつ、関連データの活用促進を図るための環境整備を行っていくこととします。

5 保険者機能強化推進交付金等を活用した取り組み

平成29年度の法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みや都道府県による保険者支援の取り組みが全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取り組みが制度化されました。この一環として、市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が創設され、令和2年度には、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取り組みを重点的に評価することになりました。

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取り組みの評価指標の達成状況に応じて、交付金が交付されており、交付金は市町村の独自事業への活用が可能です。高齢者の自立支援・重度化防止等を一層強化するため、交付金を活用した独自事業の展開を検討します。

第2節 地域の福祉体制の整備

地域住民が安心して生活でき、必要とされる保健・福祉サービスや介護保険サービスを自由に選択できるようにするためには、行政だけでなく、地域社会や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの各種団体、保健・医療・福祉施設や事業所との連携が重要となります。これらの機関との連携を今まで以上に強化し、相互の情報交換や協力体制を充実します。

また、地域包括支援センターや社会福祉協議会を拠点にNPOやボランティアへの参加・育成を進め、地域の福祉体制の強化を図るとともに、民生児童委員などの村内の関係機関・団体との連携を強化し、地域のネットワーク体制を強化することにより、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などに対する、日常生活における見守り体制などを強化します。

第3節 計画の推進体制の整備

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は一体的な計画であり、サービスや施策・事業と緊密な連携のもとに推進する必要があります。そのために、行政、保健・福祉・医療の関係機関、サービス事業者、民間ボランティアなど村民が連携して、計画を推進していきます。

第4節 情報提供体制の整備

高齢者保健福祉に関する情報は、村の広報・社協だより等の機関紙や役場・保健センターなどの相談窓口、各種パンフレット・民生児童委員や保健師等の訪問など様々な手段で提供します。また、最近の情報技術の活用により、インターネットや携帯電話等の活用についても研究します。

さらに、介護サービス事業者に対しては利用者のニーズや事業評価について、的確に伝え、サービスの質の向上を促進します。

関係機関との連携を緊密にし、最新の情報の収集に努め、常に最新かつ正しい情報の提供を行います。

第5節 制度の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、村民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、介護保険事業に関する情報の提供等により介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ります。

第6節 計画の達成状況の点検及び評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、各年度においてその達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施していきます。

この場合、高齢者の自立支援効果が表れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができるか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているかなどの介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ評価するための項目を設定していきます。

1 進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに、村民にすみやかに公表し、計画策定と同様に村民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や村民の意向をふまえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

2 事業の点検・評価

本計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症高齢者など、介護を要する高齢者の人数を適宜把握するとともに、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなどアウトカムの視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用を目指します。

資料

資料1 玉川村介護保険事業計画等策定審議会設置要綱

平成11年6月15日
要綱第8号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定の基づく玉川村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）策定及び高齢者の保健福祉事業に関する総合計画である玉川村老人保健福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）について審議するため、玉川村介護保険事業計画等策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 老人福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表
- (5) 費用負担関係者
- (6) サービス提供者

2 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は、審議会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成11年6月15日から施行する。

資料2 玉川村介護保険事業計画等策定審議会委員名簿

区 分	氏 名	機関・団体等	備考
学識経験者	飯島 三郎	玉川村議会	(副会長)
学識経験者	永林 正典	元玉川村健康福祉課長	(会長)
保健医療関係者	関根 貴英子	たまかわ薬局薬剤師	
保健医療関係者	向井 明子	玉川村居宅介護支援センター	
福祉関係者	有賀 徳夫	玉川村民生児童委員協議会	
被保険者代表	水澤 俊造	第1号被保険者	
被保険者代表	溝井 陳彦	第2号被保険者・サービス利用者家族	
被保険者代表	鈴木 孝代	第2号被保険者・サービス利用者家族	
費用負担関係者	鈴木 一夫	玉川村の国民健康保険事業の 運営に関する協議会	
サービス事業者	増子 貞美	特別養護老人ホーム「たまかわ荘」	

資料3 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年5月7日～5月29日	日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査
令和2年7月28日	第1回 介護保険事業計画等策定審議会 (1) 委嘱状交付 (2) 調査概要の説明 (3) 今後のスケジュールの説明
令和2年9月24日	第2回 介護保険事業計画等策定審議会 (1) 計画骨子案について協議
令和2年12月2日	第3回 介護保険事業計画等策定審議会 (1) 計画素案について協議
令和2年12月24日～1月20日	パブリックコメントの実施
令和3年2月4日	第4回 介護保険事業計画等策定審議会 (1) 計画素案全体の最終決定
令和3年2月15日	事業計画(案)について村長に答申

第8期

玉川村高齢者福祉計画
玉川村介護保険事業計画

令和3年3月

発行：玉川村 健康福祉課

〒963-6312 福島県石川郡玉川村大字小高字中綴16-1

TEL：0247-37-1024 FAX：0247-57-4824